令和5年 中小企業等労働条件実態調査報告書

青森県商工労働部労政・能力開発課

目 次

調査 <i>0</i>)説明 -		-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1
調査約	吉果概要 -		-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2
I	事業所の理	見状 -	-			-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-		2
П	勤務制度·	· 労働	肺	間制	刮度	:	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		4
Ш	休暇制度		-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
IV	育児休業制	削度	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5
V	子の看護体	木暇制	度	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	9
VI	介護休業制	削度	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
VII	介護休暇制	削度	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3
VIII	病気休職·	病気	休	業制	削度	:	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5
ΙΥ	「働き方ご	か 苦 ェ					_			_		_									_			_	_	_			2	7

調査の説明

1 調査の目的

本調査は、県内中小企業等の労働条件のうち、労働時間制度、休暇制度、育児・介護休業制度等の実態を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1)調查地域:青森県全域

(2)調查対象事業所

調査対象事業所は、無作為に抽出した中小企業等1,000事業所とした。 このうち、回答があったのは532事業所(回収率53.2%)で、産業別・企業規模別の内訳 は下記のとおりである。

規模産業	全規模	9人以下	10~29人	30人 ~99人	100人 ~299人	300人 以上
合計	532	73	164	195	79	21
建設業	88	11	38	33	6	0
製造業	152	17	45	60	27	3
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0	4	4	0	0
情報通信業	18	2	5	10	1	0
運輸業	32	2	8	14	7	1
卸売業・小売業	82	18	26	23	12	3
金融業・保険業	5	0	0	2	2	1
宿泊業・飲食サービス業	16	0	2	11	1	2
医療・福祉	19	0	1	6	8	4
教育・学習支援業	15	2	6	5	2	0
サービス業	63	13	23	18	5	4
その他	34	8	6	9	8	3

(3) 調査時点:令和5年12月31日現在

(4) 調査機関:青森県商工労働部 労政・能力開発課

(5)調査方法:調査票を対象事業所に送付し、郵送等により回収した。

3 利用上の注意

集計は、各調査項目について有効な回答を集計したため、調査項目によって回答数に違いが生じている。また、構成比については端数処理の関係で合計値が100にならない場合がある。

なお、集計データ数の少ない分類等もあることから、本書のデータについては、本県中小企業等の 平均値ではなく、傾向を把握するための参考値として利用いただきたい。

調査結果概要

I 事業所の現状

1 外国人の受入状況

外国人の受入れについては、「受入れ予定なし」と回答した事業所が最も多く53.3%、次いで「将来的には受入れを検討する」が32.1%となっている。

第1表 外国人の受入状況

											(サル)	71 、 70/
区分	回答事	業所数	積極的に		将来的に	には受入 検討	受入れる	予定なし		ナ入れて る	₹0	の他
計	520	(100)	16	(3.1)	167	(32. 1)	277	(53.3)	52	(10.0)	8	(1.5)
9人以下	72	(100)	3	(4. 2)	11	(15. 3)	57	(79. 2)	1	(1.4)	0	(0.0)
10~29人	158	(100)	4	(2.5)	50	(31.6)	93	(58.9)	8	(5. 1)	3	(1.9)
30~99人	192	(100)	8	(4. 2)	72	(37. 5)	88	(45.8)	23	(12.0)	1	(0.5)
100~299人	78	(100)	1	(1.3)	26	(33. 3)	34	(43.6)	14	(17. 9)	3	(3.8)
300人以上	20	(100)	0	(0.0)	8	(40.0)	5	(25.0)	6	(30.0)	1	(5.0)
建設業	86	(100)	1	(1.2)	24	(27. 9)	56	(65.1)	4	(4. 7)	1	(1.2)
製造業	148	(100)	5	(3.4)	50	(33.8)	67	(45.3)	23	(15.5)	3	(2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	1	(12.5)	3	(37. 5)	4	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	17	(100)	1	(5.9)	3	(17. 6)	11	(64. 7)	2	(11.8)	0	(0.0)
運輸業	31	(100)	0	(0.0)	10	(32. 3)	20	(64.5)	0	(0.0)	1	(3. 2)
卸売業・小売業	82	(100)	2	(2.4)	23	(28. 0)	49	(59.8)	7	(8.5)	1	(1.2)
金融業・保険業	5	(100)	0	(0.0)	1	(20.0)	4	(80.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	2	(12.5)	11	(68.8)	1	(6.3)	2	(12.5)	0	(0.0)
医療・福祉	19	(100)	2	(10.5)	9	(47. 4)	5	(26.3)	3	(15.8)	0	(0.0)
教育・学習支援業	14	(100)	0	(0.0)	4	(28. 6)	7	(50.0)	3	(21.4)	0	(0.0)
サービス業	60	(100)	1	(1.7)	16	(26. 7)	38	(63.3)	5	(8.3)	0	(0.0)
その他	34	(100)	1	(2. 9)	13	(38. 2)	15	(44. 1)	3	(8.8)	2	(5.9)

2 労働組合の組織状況

労働組合のある事業所は76事業所で、回答のあった事業所中14.5%となっている。事業所規模別の組織率をみると、「300人以上」が38.1%と最も高く、次いで「100人~299人」が30.8%となっている。

第2表 労働組合の有無

区 分	回答事業	業所計	あ	る	な	い い
計	523	(100)	76	(14. 5)	447	(85. 5)
9人以下	73	(100)	5	(6.8)	68	(93. 2)
10~29人	159	(100)	12	(7.5)	147	(92.5)
30~99人	192	(100)	27	(14. 1)	165	(85.9)
100~299人	78	(100)	24	(30.8)	54	(69. 2)
300人以上	21	(100)	8	(38. 1)	13	(61.9)
建設業	87	(100)	6	(6.9)	81	(93. 1)
製造業	149	(100)	21	(14. 1)	128	(85.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	2	(25.0)	6	(75.0)
情報通信業	18	(100)	3	(16. 7)	15	(83.3)
運輸業	31	(100)	12	(38. 7)	19	(61.3)
卸売業・小売業	82	(100)	8	(9.8)	74	(90. 2)
金融業・保険業	5	(100)	2	(40.0)	3	(60.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	0	(0.0)	16	(100.0)
医療・福祉	18	(100)	1	(5.6)	17	(94. 4)
教育・学習支援業	15	(100)	6	(40.0)	9	(60.0)
サービス業	61	(100)	11	(18. 0)	50	(82. 0)
その他	33	(100)	4	(12. 1)	29	(87. 9)

Ⅱ 勤務制度・労働時間制度

1 多様な働き方

多様な働き方を設定している事業所数は112事業所となっている。 制度別にみると、「短時間正社員制度」を設定している事業所が54.5%、次いで「在宅勤務制度」が39.3%となっている。

第3表 設定している勤務制度(複数回答)

(事業所、%)

	口体丰	+ +	₩=r		実	施事業所	fにおける	5制度別	設定状況			特に設
区分	回答事 業所数	実施事計]正社員 度		定正社員 度	在宅勤	務制度	そ	の他	けてい ない
計	531	112	(100)	61	(54. 5)	20	(17. 9)	44	(39. 3)	9	(8.0)	419
9人以下	73	8	(100)	6	(75.0)	2	(25.0)	3	(37. 5)	0	(0.0)	65
10~29人	163	28	(100)	16	(57. 1)	5	(17. 9)	9	(32. 1)	3	(10.7)	135
30~99人	195	43	(100)	22	(51.2)	5	(11.6)	19	(44. 2)	3	(7. 0)	152
100~299人	79	25	(100)	13	(52.0)	5	(20.0)	10	(40.0)	3	(12.0)	54
300人以上	21	8	(100)	4	(50.0)	3	(37. 5)	3	(37. 5)	0	(0.0)	13
建設業	87	9	(100)	7	(77.8)	1	(11. 1)	2	(22. 2)	2	(22. 2)	78
製造業	153	34	(100)	11	(32. 4)	8	(23.5)	16	(47. 1)	2	(5.9)	119
電気・ガス・熱供給・水道業	8	2	(100)	1	(50.0)	0	(0.0)	1	(50.0)	0	(0.0)	6
情報通信業	18	9	(100)	3	(33.3)	1	(11. 1)	8	(88.9)	1	(11. 1)	9
運輸業	32	6	(100)	2	(33.3)	1	(16. 7)	2	(33. 3)	1	(16. 7)	26
卸売業・小売業	81	19	(100)	15	(78.9)	5	(26.3)	5	(26.3)	0	(0.0)	62
金融業・保険業	5	2	(100)	0	(-)	1	(50.0)	0	(-)	0	(-)	3
宿泊業・飲食サービス業	16	3	(100)	3	(100.0)	1	(33.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	13
医療 • 福祉	19	4	(100)	4	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	15
教育・学習支援業	15	4	(100)	2	(50.0)	0	(0.0)	2	(50.0)	0	(0.0)	11
サービス業	63	9	(100)	6	(66.7)	0	(0.0)	2	(22. 2)	1	(11. 1)	54
その他	34	11	(100)	7	(63.6)	2	(18. 2)	6	(54. 5)	2	(18. 2)	23

^{※「}その他」記述一部抜粋 →「シフト制」「変形労働時間制」など

2 テレワークの導入状況

テレワークの導入状況は、「導入しない」と回答した事業所が最も多く62.1%、次いで「導入するか未定」が18.5%となっている。

第4表 テレワークの導入状況

区分	回答事	業所計	既に	導入	導入を	検討中	導入し	しない	導入する	るか未定	テレワ· 知らな:	
計	530	(100)	77	(14.5)	25	(4. 7)	329	(62. 1)	98	(18.5)	1	(0.2)
9人以下	73	(100)	3	(4. 1)	3	(4. 1)	54	(74. 0)	12	(16.4)	1	(1.4)
10~29人	163	(100)	20	(12.3)	7	(4. 3)	103	(63. 2)	33	(20. 2)	0	(0.0)
30~99人	195	(100)	33	(16.9)	10	(5. 1)	117	(60.0)	35	(17.9)	0	(0.0)
100~299人	78	(100)	19	(24. 4)	4	(5. 1)	41	(52. 6)	14	(17.9)	0	(0.0)
300人以上	21	(100)	2	(9.5)	1	(4.8)	14	(66. 7)	4	(19.0)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	10	(11.5)	4	(4. 6)	51	(58. 6)	22	(25.3)	0	(0.0)
製造業	151	(100)	24	(15.9)	8	(5.3)	89	(58.9)	29	(19. 2)	1	(0.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	1	(12.5)	1	(12.5)	5	(62. 5)	1	(12.5)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	11	(61.1)	1	(5.6)	5	(27. 8)	1	(5.6)	0	(0.0)
運輸業	32	(100)	2	(6.3)	0	(0.0)	26	(81.3)	4	(12.5)	0	(0.0)
卸売業・小売業	82	(100)	11	(13.4)	4	(4. 9)	51	(62. 2)	16	(19.5)	0	(0.0)
金融業・保険業	5	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(40.0)	3	(60.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	0	(0.0)	1	(6.3)	13	(81.3)	2	(12.5)	0	(0.0)
医療・福祉	19	(100)	0	(0.0)	3	(15.8)	13	(68. 4)	3	(15.8)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	2	(13.3)	0	(0.0)	11	(73. 3)	2	(13.3)	0	(0.0)
サービス業	63	(100)	4	(6.3)	2	(3. 2)	46	(73. 0)	11	(17.5)	0	(0.0)
その他	34	(100)	12	(35.3)	1	(2. 9)	17	(50.0)	4	(11.8)	0	(0.0)

3 非正規労働者の正規化

非正規労働者を正規労働者に転換する制度のある事業所は、317事業所で60.2%となっている。

第5表 非正規労働者を正規労働者にする制度の有無

(事業所、%)

	1		1			
区分	回答事	業所計	あ	る	な	い
計	527	(100)	317	(60. 2)	210	(39.8)
9人以下	72	(100)	29	(40.3)	43	(59. 7)
10~29人	162	(100)	89	(54. 9)	73	(45. 1)
30~99人	194	(100)	119	(61.3)	75	(38. 7)
100~299人	78	(100)	61	(78. 2)	17	(21.8)
300人以上	21	(100)	19	(90. 5)	2	(9.5)
建設業	86	(100)	37	(43. 0)	49	(57. 0)
製造業	151	(100)	95	(62. 9)	56	(37. 1)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	3	(37. 5)	5	(62.5)
情報通信業	18	(100)	9	(50.0)	9	(50.0)
運輸業	31	(100)	20	(64. 5)	11	(35. 5)
卸売業・小売業	82	(100)	53	(64. 6)	29	(35. 4)
金融業・保険業	5	(100)	4	(80.0)	1	(20.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	12	(75. 0)	4	(25. 0)
医療・福祉	19	(100)	15	(78. 9)	4	(21. 1)
教育・学習支援業	14	(100)	10	(71. 4)	4	(28. 6)
サービス業	63	(100)	35	(55. 6)	28	(44. 4)
その他	34	(100)	24	(70. 6)	10	(29. 4)

第6表 正規労働者への今後の登用方針

※正規労働者に転換する制度の有無にかかわらず回答

区 分	回答事業	削	定期的	に登用	随時	登用	登用する	予定なし	未	定	非正規を雇用	していない
計	521	(100)	57	(10.9)	222	(42.6)	34	(6.5)	94	(18.0)	114	(21.9)
9人以下	71	(100)	4	(5.6)	20	(28. 2)	6	(8.5)	14	(19.7)	27	(38.0)
10~29人	160	(100)	6	(3.8)	63	(39.4)	12	(7.5)	28	(17.5)	51	(31.9)
30~99人	191	(100)	18	(9.4)	87	(45.5)	13	(6.8)	41	(21.5)	32	(16.8)
100~299人	78	(100)	18	(23. 1)	44	(56.4)	2	(2.6)	10	(12.8)	4	(5. 1)
300人以上	21	(100)	11	(52. 4)	8	(38. 1)	1	(4.8)	1	(4.8)	0	(0.0)
建設業	84	(100)	3	(3.6)	27	(32. 1)	2	(2.4)	16	(19.0)	36	(42.9)
製造業	151	(100)	24	(15.9)	65	(43.0)	8	(5.3)	29	(19. 2)	25	(16.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	2	(25.0)	1	(12.5)	3	(37. 5)	1	(12.5)	1	(12.5)
情報通信業	17	(100)	0	(0.0)	7	(41. 2)	1	(5.9)	3	(17. 6)	6	(35.3)
運輸業	32	(100)	5	(15. 6)	11	(34. 4)	2	(6.3)	4	(12.5)	10	(31.3)
卸売業・小売業	79	(100)	8	(10. 1)	41	(51.9)	5	(6.3)	13	(16.5)	12	(15. 2)
金融業・保険業	5	(100)	1	(20.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	3	(60.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	2	(12.5)	9	(56.3)	1	(6.3)	2	(12.5)	2	(12.5)
医療•福祉	19	(100)	3	(15.8)	14	(73. 7)	0	(0.0)	2	(10.5)	0	(0.0)
教育•学習支援業	14	(100)	0	(0.0)	7	(50.0)	1	(7. 1)	4	(28.6)	2	(14. 3)
サービス業	62	(100)	6	(9.7)	25	(40.3)	6	(9.7)	13	(21.0)	12	(19.4)
その他	34	(100)	3	(8.8)	14	(41. 2)	5	(14. 7)	4	(11.8)	8	(23.5)

4 同一労働同一賃金への対応状況

同一労働同一賃金に対応するため、手当等の見直しを行った(行う予定含む)事業所は249事業所となっている。

見直し実施事業者数において見直しを行った(行う予定含む)手当等は、多い順に「通勤手当」 52.2%、「賞与」40.2%、「時間外労働手当」32.9%となっている。

第7表 同一労働同一賃金に対応するために見直しを行った(行う予定の)手当等(複数回答)

(事業所、%)

													(争業)	71 , 70/
		n++*=			5	実施事:	業所に	おける手	≦当別見	直し実	施状況			
区分	回答事業所計	実施事業所 数	賞	与	役職	手当	特殊作務)		精皆勤	1手当	時間外		深夜(労働	
計	402	249 (100)	100	(40.2)	36	(14.5)	23	(9.2)	15	(6.0)	82	(32.9)	45	(18.1)
9人以下	48	25 (100)	13	(52.0)	5	(20.0)	4	(16.0)	2	(8.0)	15	(60.0)	8	(32.0)
10~29人	110	63 (100)	25	(39.7)	10	(15.9)	4	(6.3)	5	(7.9)	25	(39.7)	11	(17.5)
30~99人	152	100 (100)	40	(40.0)	16	(16.0)	7	(7.0)	5	(5.0)	29	(29.0)	15	(15.0)
100~299人	73	49 (100)	19	(38.8)	5	(10.2)	6	(12.2)	3	(6.1)	11	(22.4)	9	(18.4)
300人以上	19	12 (100)	3	(25.0)	0	(0.0)	2	(16.7)	0	(0.0)	2	(16.7)	2	(16.7)
建設業	52	34 (100)	21	(61.8)	7	(20.6)	4	(11.8)	1	(2.9)	21	(61.8)	9	(26.5)
製造業	121	73 (100)	25	(34.2)	9	(12.3)	7	(9.6)	6	(8.2)	21	(28.8)	10	(13.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5 (100)	1	(20.0)	0	(0.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	10	7 (100)	5	(71.4)	2	(28.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(14.3)	1	(14.3)
運輸業	21	15 (100)	6	(40.0)	3	(20.0)	2	(13.3)	0	(0.0)	5	(33.3)	6	(40.0)
卸売業・小売業	64	44 (100)	15	(34.1)	3	(6.8)	2	(4.5)	5	(11.4)	12	(27.3)	5	(11.4)
金融業•保険業	5	4 (100)	2	(50.0)	1	(25.0)	1	(25.0)	0	(0.0)	1	(25.0)	1	(25.0)
宿泊業・飲食サービス業	13	7 (100)	2	(28.6)	2	(28.6)	1	(14.3)	1	(14.3)	5	(71.4)	4	(57.1)
医療•福祉	19	11 (100)	6	(54.5)	2	(18.2)	0	(0.0)	1	(9.1)	2	(18.2)	0	(0.0)
教育•学習支援業	12	8 (100)	0	(0.0)	1	(12.5)	1	(12.5)	0	(0.0)	1	(12.5)	0	(0.0)
サービス業	50	23 (100)	10	(43.5)	4	(17.4)	3	(13.0)	0	(0.0)	9	(39.1)	4	(17.4)
その他	28	18 (100)	7	(38.9)	2	(11.1)	1	(5.6)	1	(5.6)	4	(22.2)	5	(27.8)

上段から続く→

				実施事	業所に	おける手	当別見	直し実	施状污	2				
١	通勤	手当	出張旅費	単身走 当		住宅	手当	家族	手当	退職	手当	その)他	見直しなし
	130	(52.2)	32 (12.9)	1	(0.4)	20	(8.0)	38	(15.3)	18	(7.2)	27	(10.8)	153
	14	(56.0)	5 (20.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6	(24.0)	3	(12.0)	1	(4.0)	23
Ī	30	(47.6)	12 (19.0)	0	(0.0)	6	(9.5)	4	(6.3)	5	(7.9)	5	(7.9)	47
	57	(57.0)	10 (10.0)	1	(1.0)	7	(7.0)	19	(19.0)	8	(8.0)	13	(13.0)	52
	22	(44.9)	3 (6.1)	0	(0.0)	7	(14.3)	8	(16.3)	2	(4.1)	6	(12.2)	24
	7	(58.3)	2 (16.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(8.3)	0	(0.0)	2	(16.7)	7
	16	(47.1)	9 (26.5)	0	(0.0)	4	(11.8)	7	(20.6)	4	(11.8)	3	(8.8)	18
	36	(49.3)	8 (11.0)	0	(0.0)	6	(8.2)	16	(21.9)	10	(13.7)	8	(11.0)	48
	3	(60.0)	1 (20.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(20.0)	2
	2	(28.6)	0 (0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(14.3)	3
	10	(66.7)	1 (6.7)	1	(6.7)	0	(0.0)	3	(20.0)	2	(13.3)	1	(6.7)	6
	27	(61.4)	4 (9.1)	0	(0.0)	7	(15.9)	6	(13.6)	1	(2.3)	6	(13.6)	20
	2	(50.0)	1 (25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1
	4	(57.1)	0 (0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6
	4	(36.4)	0 (0.0)	0	(0.0)	2	(18.2)	2	(18.2)	1	(9.1)	1	(9.1)	8
	6	(75.0)	2 (25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(25.0)	0	(0.0)	1	(12.5)	4
	10	(43.5)	2 (8.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(13.0)	27
	10	(55.6)	4 (22.2)	0	(0.0)	1	(5.6)	1	(5.6)	0	(0.0)	2	(11.1)	10

5 労働時間の把握

各事業所における労働者の労働時間の把握方法は、「タイムカード」を採用している事業所が最も多く56.2%、次いで「出勤簿への押印」が28.9%、「自己申告」が14.9%となっている。

第8表 労働時間の把握方法(複数回答)

										(争耒州、%)
区分	回答事業	美所数	タイムカー	iDカード	PCの使 間	用時	使用者・監督 者の目視	出勤簿への 押印	自己申告	その他
計	530	(100)	298 (56.	78 (14	7) 14	(2.6)	70 (13.2)	153 (28.9)	79 (14.9)	36 (6.8)
9人以下	73	(100)	30 (41.	3 (4.	1) 2	(2.7)	17 (23.3)	28 (38.4)	14 (19.2)	2 (2.7)
10~29人	163	(100)	103 (63.	2) 17 (10	4) 2	(1.2)	13 (8.0)	44 (27.0)	26 (16.0)	10 (6.1)
30~99人	194	(100)	118 (60.	3) 24 (12	4) 3	(1.5)	30 (15.5)	58 (29.9)	29 (14.9)	13 (6.7)
100~299人	79	(100)	40 (50.	3) 23 (29	1) 5	(6.3)	7 (8.9)	21 (26.6)	9 (11.4)	9 (11.4)
300人以上	21	(100)	7 (33.	3) 11 (52	4) 2	(9.5)	3 (14.3)	2 (9.5)	1 (4.8)	2 (9.5)
建設業	87 ((100)	42 (48.	3) 4 (4.	6) 1	(1.1)	19 (21.8)	34 (39.1)	30 (34.5)	3 (3.4)
製造業	152	(100)	98 (64.	32 (21	1) 5	(3.3)	20 (13.2)	20 (13.2)	11 (7.2)	7 (4.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 ((100)	4 (50.	3 (37	5) 0	(0.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	0 (0.0)
情報通信業	17	(100)	10 (58.	3) 6 (35	3) 2 (11.8)	0 (0.0)	2 (11.8)	5 (29.4)	3 (17.6)
運輸業	32	(100)	16 (50.	0 (0.	0) 0	(0.0)	4 (12.5)	14 (43.8)	5 (15.6)	7 (21.9)
卸売業・小売業	82	(100)	46 (56.) 15 (18	3) 4	(4.9)	5 (6.1)	15 (18.3)	7 (8.5)	4 (4.9)
金融業・保険業	5 ((100)	0 (0.	2 (40	0) 0	(0.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	14 (87.	5) 0 (0.	0) 0	(0.0)	1 (6.3)	2 (12.5)	1 (6.3)	1 (6.3)
医療•福祉	19	(100)	7 (36.	3) 6 (31	6) 0	(0.0)	3 (15.8)	8 (42.1)	0 (0.0)	1 (5.3)
教育·学習支援業	15	(100)	4 (26.	0 (0.	0) 0	(0.0)	2 (13.3)	13 (86.7)	3 (20.0)	1 (6.7)
サービス業	63	(100)	36 (57.	6 (9.	5) 2	(3.2)	9 (14.3)	24 (38.1)	11 (17.5)	4 (6.3)
その他	34	(100)	21 (61.	3) 4 (11	8) 0	(0.0)	4 (11.8)	15 (44.1)	4 (11.8)	4 (11.8)

^{※「}その他」記述一部抜粋→「運転日誌、業務日報」「勤怠システム、勤怠管理アプリ」など

6 変形労働時間制の形態別採用状況

実施形態別にみると、採用されている割合が最も高いのは「1年単位」で67.1%、次いで「1ヶ月単位」の32.9%となっている。

第9表 変形労働時間制の実施形態(複数回答)

																	(争)	業所、%)
			- 414				実施事	業所に	おける変	医形労働	動時間制	の形態	き別採用 かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	状況				採用し
区分	回答事 業所計	実施事数			クスタ ム	1週間	単位	155	月単位	1年	単位		美場外 なし		業務型 這量		業務型 :量	ていな い
計	527	422	(100)	30	(7. 1)	11	(2. 6)	139	(32. 9)	283	(67. 1)	32	(7. 6)	2	(0.5)	1	(0.2)	105
9人以下	71	47	(100)	2	(4. 3)	1	(2. 1)	13	(27. 7)	30	(63.8)	5	(10.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	24
10~29人	163	129	(100)	8	(6. 2)	4	(3. 1)	29	(22. 5)	95	(73. 6)	9	(7. 0)	1	(0.8)	0	(0.0)	34
30~99人	193	157	(100)	12	(7. 6)	5	(3. 2)	54	(34. 4)	107	(68. 2)	11	(7. 0)	1	(0.6)	1	(0.6)	36
100~299人	79	70	(100)	6	(8.6)	0	(0.0)	32	(45. 7)	43	(61.4)	6	(8.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	9
300人以上	21	19	(100)	2	(10.5)	1	(5.3)	11	(57. 9)	8	(42. 1)	1	(5.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	2
建設業	85	72	(100)	3	(4. 2)	2	(2.8)	13	(18. 1)	60	(83. 3)	2	(2.8)	0	(0.0)	1	(1.4)	13
製造業	150	120	(100)	7	(5.8)	2	(1.7)	26	(21. 7)	94	(78. 3)	7	(5.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	30
電気・ガス・熱供給・水道業	8	6	(100)	1	(16. 7)	0	(0.0)	3	(50.0)	3	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2
情報通信業	18	10	(100)	3	(30.0)	0	(0.0)	2	(20.0)	5	(50.0)	2	(20.0)	2	(20.0)	0	(0.0)	8
運輸業	32	30	(100)	1	(3. 3)	1	(3.3)	10	(33. 3)	24	(80.0)	3	(10.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2
卸売業・小売業	82	69	(100)	4	(5.8)	4	(5.8)	23	(33. 3)	44	(63.8)	13	(18.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	13
金融業・保険業	5	4	(100)	1	(25. 0)	0	(0.0)	3	(75. 0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1
宿泊業・飲食サービス業	16	12	(100)	2	(16. 7)	1	(8.3)	8	(66. 7)	3	(25. 0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4
医療・福祉	19	18	(100)	0	(0.0)	1	(5. 6)	15	(83. 3)	3	(16. 7)	1	(5.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	1
教育・学習支援業	16	10	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(20. 0)	9	(90.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6
サービス業	62	42	(100)	4	(9.5)	0	(0.0)	24	(57. 1)	21	(50.0)	3	(7. 1)	0	(0.0)	0	(0.0)	20
その他	34	29	(100)	4	(13.8)	0	(0.0)	10	(34. 5)	17	(58. 6)	1	(3.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	5

7 副業・兼業

各事業所の副業・兼業への対応状況をみると、「やむを得ず認めている(容認)」が最も多く 3 6. 0%、次いで「現在認めておらず、将来的にも認める予定はない」と回答した事業所が 3 1. 6%となっている。

第10表 副業・兼業への対応状況

(事業所、%)

区分	回答事業	業所計	積極的に		やむを得っ いる(4		現在認めが、将来的	りに検討	現在認め ず、将来的 める予定	的にも認	副業・兼らた	
計	528	(100)	23	(4.4)	190	(36.0)	130	(24. 6)	167	(31.6)	18	(3.4)
9人以下	71	(100)	7	(9.9)	20	(28. 2)	15	(21. 1)	22	(31.0)	7	(9.9)
10~29人	162	(100)	7	(4.3)	55	(34. 0)	45	(27. 8)	50	(30.9)	5	(3. 1)
30~99人	195	(100)	7	(3.6)	75	(38. 5)	49	(25. 1)	59	(30.3)	5	(2.6)
100~299人	79	(100)	1	(1.3)	31	(39. 2)	14	(17. 7)	32	(40.5)	1	(1.3)
300人以上	21	(100)	1	(4.8)	9	(42.9)	7	(33. 3)	4	(19.0)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	4	(4.6)	21	(24. 1)	29	(33. 3)	29	(33.3)	4	(4. 6)
製造業	151	(100)	2	(1.3)	60	(39. 7)	31	(20.5)	52	(34.4)	6	(4.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(37.5)	5	(62.5)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	1	(5.6)	6	(33. 3)	3	(16. 7)	7	(38.9)	1	(5.6)
運輸業	32	(100)	3	(9.4)	3	(9.4)	9	(28. 1)	17	(53.1)	0	(0.0)
卸売業・小売業	81	(100)	4	(4.9)	27	(33. 3)	20	(24. 7)	24	(29.6)	6	(7. 4)
金融業・保険業	5	(100)	0	(0.0)	1	(20.0)	3	(60.0)	1	(20.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	2	(12.5)	12	(75. 0)	2	(12.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
医療・福祉	19	(100)	1	(5.3)	13	(68. 4)	3	(15.8)	2	(10.5)	0	(0.0)
教育•学習支援業	15	(100)	1	(6.7)	9	(60.0)	3	(20. 0)	2	(13.3)	0	(0.0)
サービス業	62	(100)	1	(1.6)	28	(45. 2)	12	(19. 4)	20	(32. 3)	1	(1.6)
その他	34	(100)	4	(11.8)	10	(29. 4)	12	(35. 3)	8	(23.5)	0	(0.0)

副業・兼業に関する就業規則については、「規定がない」が最も多く 44.8%、次いで「就業規則で禁止している」が 29.0%であった。

第11表 副業・兼業に関する就業規則の状況

区分	回答事業	美所計	就業規則でい		就業規則(規定はあ 手続きは な	定めてい	規定を設 又は許可 い	制として	そ	の他
計	524	(100)	152	(29. 0)	235	(44. 8)	28	(5. 3)	93	(17. 7)	16	(3. 1)
9人以下	70	(100)	15	(21.4)	44	(62. 9)	3	(4.3)	4	(5. 7)	4	(5. 7)
10~29人	165	(100)	37	(22. 4)	91	(55. 2)	7	(4. 2)	24	(14. 5)	6	(3.6)
30~99人	189	(100)	62	(32. 8)	72	(38. 1)	10	(5.3)	42	(22. 2)	3	(1.6)
100~299人	79	(100)	30	(38. 0)	22	(27. 8)	8	(10. 1)	16	(20. 3)	3	(3.8)
300人以上	21	(100)	8	(38. 1)	6	(28. 6)	0	(0.0)	7	(33. 3)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	21	(24. 1)	47	(54.0)	3	(3.4)	12	(13.8)	4	(4. 6)
製造業	150	(100)	49	(32. 7)	66	(44. 0)	9	(6.0)	22	(14. 7)	4	(2. 7)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	3	(37. 5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	17	(100)	9	(52.9)	4	(23.5)	1	(5.9)	1	(5.9)	2	(11.8)
運輸業	32	(100)	12	(37. 5)	15	(46.9)	1	(3.1)	3	(9.4)	1	(3. 1)
卸売業・小売業	79	(100)	20	(25. 3)	38	(48. 1)	3	(3.8)	16	(20. 3)	2	(2.5)
金融業・保険業	5	(100)	4	(80.0)	0	(0.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	1	(6.3)	11	(68.8)	0	(0.0)	4	(25. 0)	0	(0.0)
医療・福祉	19	(100)	2	(10.5)	6	(31.6)	3	(15.8)	8	(42. 1)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	4	(26. 7)	4	(26. 7)	1	(6.7)	6	(40.0)	0	(0.0)
サービス業	63	(100)	14	(22. 2)	31	(49. 2)	4	(6.3)	13	(20. 6)	1	(1.6)
その他	33	(100)	11	(33. 3)	10	(30. 3)	2	(6.1)	8	(24. 2)	2	(6.1)

副業・兼業を推進又は容認している事業所における、推進・容認の理由については、「従業員の収入増」が最も多く64.2%、次いで「禁止する理由がない」が44.1%であった。

第12表 副業・兼業を推進または容認している場合の理由(複数回答)

(事業所、%)

区分	回答事	業所数	禁止する ない		従業員の	収入増	人材育成、		定着率向 ₋ 雇用		人手不足 多様な人材 推済	オの活躍
計	204	(100)	90	(44.1)	131	(64.2)	24	(11.8)	54	(26.5)	53	(26.0)
9人以下	28	(100)	16	(57.1)	20	(71.4)	4	(14.3)	4	(14.3)	5	(17.9)
10~29人	59	(100)	33	(55.9)	36	(61.0)	7	(11.9)	14	(23.7)	12	(20.3)
30~99人	78	(100)	29	(37.2)	49	(62.8)	10	(12.8)	28	(35.9)	27	(34.6)
100~299人	29	(100)	9	(31.0)	20	(69.0)	2	(6.9)	5	(17.2)	7	(24.1)
300人以上	10	(100)	3	(30.0)	6	(60.0)	1	(10.0)	3	(30.0)	2	(20.0)
建設業	23	(100)	12	(52.2)	15	(65.2)	3	(13.0)	1	(4.3)	6	(26.1)
製造業	59	(100)	32	(54.2)	38	(64.4)	3	(5.1)	15	(25.4)	7	(11.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	0	(100)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)
情報通信業	6	(100)	3	(50.0)	4	(66.7)	4	(66.7)	1	(16.7)	1	(16.7)
運輸業	6	(100)	1	(16.7)	5	(83.3)	0	(0.0)	1	(16.7)	3	(50.0)
卸売業・小売業	31	(100)	12	(38.7)	19	(61.3)	5	(16.1)	11	(35.5)	11	(35.5)
金融業•保険業	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)
宿泊業・飲食サービス業	14	(100)	4	(28.6)	8	(57.1)	2	(14.3)	3	(21.4)	10	(71.4)
医療•福祉	13	(100)	4	(30.8)	9	(69.2)	2	(15.4)	3	(23.1)	5	(38.5)
教育•学習支援業	10	(100)	4	(40.0)	4	(40.0)	1	(10.0)	3	(30.0)	2	(20.0)
サービス業	29	(100)	12	(41.4)	22	(75.9)	3	(10.3)	11	(37.9)	6	(20.7)
その他	13	(100)	6	(46.2)	7	(53.8)	1	(7.7)	5	(38.5)	2	(15.4)

上段から続く→

•	イノベーシ発、新事業		社外の人	脈形成	創業·起業	美の促進	リーダシッ 人材の		その)他
	4	(2.0)	13	(6.4)	0	(0.0)	5	(2.5)	26	(12.7)
	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(10.7)
	1	(1.7)	4	(6.8)	0	(0.0)	2	(3.4)	7	(11.9)
	2	(2.6)	7	(9.0)	0	(0.0)	2	(2.6)	7	(9.0)
	1	(3.4)	1	(3.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	7	(24.1)
	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	1	(10.0)	2	(20.0)
	2	(8.7)	3	(13.0)	0	(0.0)	1	(4.3)	2	(8.7)
	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.7)	10	(16.9)
	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	1	(16.7)	1	(16.7)	0	(0.0)	1	(16.7)	1	(16.7)
	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(16.7)
	0	(0.0)	2	(6.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(9.7)
	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)
	0	(0.0)	1	(7.1)	0	(0.0)	1	(7.1)	1	(7.1)
	0	(0.0)	3	(23.1)	0	(0.0)	1	(7.7)	4	(30.8)
	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(20.0)
	0	(0.0)	1	(3.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(3.4)
ĺ	1	(7.7)	1	(7.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(7.7)

副業・兼業を禁止している事業所における禁止理由については、「長時間労働・過重労働を助長」が最も多く72.3%、次いで「労働時間の管理・把握が困難」が46.9%、「労働災害の場合の本業との区別が困難」が29.0%であった。

第13表 副業・兼業を禁止している理由(複数回答)

(事業所、%)

															(事業	· 所、%)
区分	回答事	業所数	長時間第		労働時 理・把握		情報漏法		競業リス 益道		労働災害 の本業と 困		人手不足流		そ	の他
計	303	(100)	219	(72.3)	142	(46.9)	64	(21.1)	32	(10.6)	88	(29.0)	69	(22.8)	27	(8.9)
9人以下	39	(100)	23	(59.0)	17	(43.6)	9	(23.1)	6	(15.4)	8	(20.5)	12	(30.8)	5	(12.8)
10~29人	96	(100)	71	(74.0)	35	(36.5)	13	(13.5)	7	(7.3)	24	(25.0)	23	(24.0)	6	(6.3)
30~99人	110	(100)	78	(70.9)	55	(50.0)	25	(22.7)	13	(11.8)	37	(33.6)	23	(20.9)	13	(11.8)
100~299人	46	(100)	36	(78.3)	28	(60.9)	15	(32.6)	4	(8.7)	14	(30.4)	8	(17.4)	3	(6.5)
300人以上	12	(100)	11	(91.7)	7	(58.3)	2	(16.7)	2	(16.7)	5	(41.7)	3	(25.0)	0	(0.0)
建設業	59	(100)	45	(76.3)	30	(50.8)	10	(16.9)	3	(5.1)	22	(37.3)	16	(27.1)	5	(8.5)
製造業	86	(100)	69	(80.2)	39	(45.3)	18	(20.9)	7	(8.1)	24	(27.9)	13	(15.1)	7	(8.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	7	(100)	2	(28.6)	1	(14.3)	2	(28.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(28.6)	3	(42.9)
情報通信業	10	(100)	5	(50.0)	3	(30.0)	4	(40.0)	3	(30.0)	0	(0.0)	3	(30.0)	1	(10.0)
運輸業	25	(100)	22	(88.0)	15	(60.0)	2	(8.0)	0	(0.0)	6	(24.0)	4	(16.0)	2	(8.0)
卸売業・小売業	47	(100)	30	(63.8)	20	(42.6)	12	(25.5)	11	(23.4)	15	(31.9)	8	(17.0)	5	(10.6)
金融業•保険業	5	(100)	3	(60.0)	3	(60.0)	3	(60.0)	1	(20.0)	2	(40.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	2	(100)	1	(50.0)	1	(50.0)	1	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(50.0)	0	(0.0)
医療·福祉	5	(100)	3	(60.0)	4	(80.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	2	(40.0)	2	(40.0)	0	(0.0)
教育·学習支援業	4	(100)	1	(25.0)	3	(75.0)	3	(75.0)	2	(50.0)	1	(25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
サービス業	32	(100)	25	(78.1)	15	(46.9)	4	(12.5)	2	(6.3)	11	(34.4)	13	(40.6)	0	(0.0)
その他	21	(100)	13	(61.9)	8	(38.1)	4	(19.0)	3	(14.3)	5	(23.8)	7	(33.3)	4	(19.0)

他事業所で働いている人を副業・兼業として受け入れているかどうかについては、「受けて入れておらず検討予定もなし」が最も多く58.0%、次いで「将来的には受入れを検討」が16.4%、「現在受け入れている」が11.9%であった。

第14表 他事業所からの副業・兼業の受入状況

区分	回答事		過去に受り い		現在受け		受入れ	 食討中	将来的に を検			ておらず 定もなし	そ0	D他
計	529	(100)	36	(6.8)	63	(11.9)	25	(4.7)	87	(16.4)	307	(58.0)	11	(2.1)
9人以下	73	(100)	4	(5.5)	4	(5.5)	7	(9.6)	12	(16.4)	43	(58.9)	3	(4.1)
10~29人	162	(100)	11	(6.8)	8	(4.9)	9	(5.6)	29	(17.9)	100	(61.7)	5	(3.1)
30~99人	194	(100)	17	(8.8)	28	(14.4)	6	(3.1)	32	(16.5)	110	(56.7)	1	(0.5)
100~299人	79	(100)	2	(2.5)	17	(21.5)	2	(2.5)	12	(15.2)	44	(55.7)	2	(2.5)
300人以上	21	(100)	2	(9.5)	6	(28.6)	1	(4.8)	2	(9.5)	10	(47.6)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	4	(4.6)	5	(5.7)	6	(6.9)	13	(14.9)	58	(66.7)	1	(1.1)
製造業	152	(100)	10	(6.6)	7	(4.6)	4	(2.6)	29	(19.1)	99	(65.1)	3	(2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	0	(0.0)	1	(12.5)	0	(0.0)	2	(25.0)	5	(62.5)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	2	(11.1)	1	(5.6)	0	(0.0)	1	(5.6)	14	(77.8)	0	(0.0)
運輸業	32	(100)	0	(0.0)	4	(12.5)	0	(0.0)	6	(18.8)	21	(65.6)	1	(3.1)
卸売業・小売業	82	(100)	9	(11.0)	9	(11.0)	6	(7.3)	19	(23.2)	36	(43.9)	3	(3.7)
金融業•保険業	5	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(100.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	15	(100)	4	(26.7)	7	(46.7)	2	(13.3)	2	(13.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
医療•福祉	19	(100)	2	(10.5)	7	(36.8)	1	(5.3)	4	(21.1)	5	(26.3)	0	(0.0)
教育·学習支援業	15	(100)	1	(6.7)	4	(26.7)	0	(0.0)	3	(20.0)	6	(40.0)	1	(6.7)
サービス業	62	(100)	3	(4.8)	12	(19.4)	4	(6.5)	5	(8.1)	37	(59.7)	1	(1.6)
その他	34	(100)	1	(2.9)	6	(17.6)	2	(5.9)	3	(8.8)	21	(61.8)	1	(2.9)

皿 休暇制度

1 年間休日日数

年間休日日数の状況をみると、「100日~109日」が31.6%と最も多く、次いで「120日~129日」が20.8%、「110日~119日」が17.3%となっている。

第15表 年間休日日数

(事業所、%)

																	\ T \	<i>[7]</i> (70)
区分	回答事	■業所 †	69日	以下		∃~		日~ 9日		日~ 9日		日~ 9日		日~ 9日		日~ 19日		30日 以上
計	525	(100)	6	(1. 1)	14	(2. 7)	53	(10. 1)	78	(14. 9)	166	(31. 6)	91	(17. 3)	109	(20.8)	8	(1.5)
9人以下	72	(100)	2	(2. 8)	5	(6.9)	8	(11. 1)	13	(18. 1)	19	(26. 4)	8	(11. 1)	13	(18. 1)	4	(5. 6)
10~29人	162	(100)	1	(0.6)	1	(0.6)	25	(15. 4)	26	(16. 0)	50	(30.9)	25	(15.4)	32	(19.8)	2	(1. 2)
30~99人	193	(100)	3	(1.6)	6	(3. 1)	19	(9.8)	28	(14. 5)	61	(31.6)	35	(18. 1)	40	(20. 7)	1	(0.5)
100~299人	78	(100)	0	(0.0)	1	(1.3)	1	(1.3)	9	(11. 5)	31	(39. 7)	17	(21.8)	18	(23. 1)	1	(1.3)
300人以上	20	(100)	0	(0.0)	1	(5.0)	0	(0.0)	2	(10. 0)	5	(25. 0)	6	(30.0)	6	(30.0)	0	(0.0)
建設業	85	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	23	(27. 1)	16	(18. 8)	25	(29. 4)	13	(15. 3)	8	(9.4)	0	(0.0)
製造業	152	(100)	1	(0.7)	2	(1.3)	6	(3.9)	17	(11. 2)	53	(34. 9)	30	(19. 7)	39	(25. 7)	4	(2. 6)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(25. 0)	2	(25. 0)	2	(25. 0)	2	(25. 0)	0	(0.0)
情報通信業	17	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)	0	(0.0)	1	(5. 9)	3	(17. 6)	10	(58. 8)	2	(11.8)
運輸業	32	(100)	0	(0.0)	2	(6.3)	9	(28. 1)	4	(12. 5)	11	(34. 4)	6	(18. 8)	0	(0.0)	0	(0.0)
卸売業・小売業	80	(100)	1	(1.3)	2	(2.5)	4	(5.0)	16	(20. 0)	31	(38. 8)	17	(21.3)	9	(11.3)	0	(0.0)
金融業・保険業	5	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(20.0)	4	(80.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	2	(12. 5)	1	(6.3)	1	(6.3)	4	(25. 0)	7	(43. 8)	1	(6. 3)	0	(0.0)	0	(0.0)
医療・福祉	18	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(11. 1)	7	(38. 9)	3	(16. 7)	6	(33. 3)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(6. 7)	4	(26. 7)	0	(0.0)	8	(53. 3)	2	(13. 3)
サービス業	63	(100)	2	(3. 2)	6	(9.5)	7	(11. 1)	9	(14. 3)	16	(25. 4)	8	(12. 7)	15	(23. 8)	0	(0.0)
その他	34	(100)	0	(0.0)	1	(2. 9)	2	(5.9)	7	(20. 6)	9	(26. 5)	7	(20.6)	8	(23. 5)	0	(0.0)

注 : (計算例) 年間52週 × 週休〇日 + 年末年始 + ゴールデンウィークや会社創立記念日等会社の休日 = 〇〇〇日

2 年次有給休暇

年次有給休暇の付与及び取得状況をみると、繰越日数を除く1労働者当たりの平均付与日数は17.1日となっている。これに対する平均取得日数は10.3日となっており、平均取得率は60.2%となっている。

第16表 年次有給休暇

(日、%)

				(Li , 70)
区 分	回答事業所 数	平均付与日数 A	平均取得日数 B	平均取得率(%) B/A×100
計	503	17. 1	10.3	60. 2
9人以下	65	16. 1	8.6	53.4
10~29人	157	17. 4	10.0	57. 5
30~99人	187	17. 2	10.9	63. 4
100~299人	74	17. 2	10. 7	62. 2
300人以上	20	17. 8	10.8	60.7
建設業	85	16. 9	10.8	63.9
製造業	143	17. 0	11. 2	65. 9
電気・ガス・熱供給・水道業	8	18. 1	9. 0	49.7
情報通信業	18	18. 0	11. 9	66. 1
運輸業	32	18. 4	10.0	54.3
卸売業・小売業	78	17. 1	8. 6	50.3
金融業•保険業	5	18. 1	11. 3	62.4
宿泊業・飲食サービス業	13	13. 4	6. 1	45.5
医療・福祉	14	17. 0	10.8	63.5
教育・学習支援業	15	17. 3	10. 1	58.4
サービス業	58	17. 3	9.6	55.5
その他	34	17. 7	10.6	59.9

【参考:平均取得率の推移(回答事業所計)】

197 · I	が以中の		未/// II / I
年	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率(%)
#	Α	В	B∕A×100
H29	16. 9	7.4	43.8
H30	17. 0	7.4	43. 5
R1	16.7	8.4	50.3
R2	16.5	8.7	52. 7
R3	16. 7	9.1	54. 5
R4	17. 3	10.0	57.8
R5	17. 1	10.3	60. 2

年次有給休暇の時間単位での取得制度のある事業所は 224事業所で 43.1%、制度のない事業所は 296事業所で 56.9% となっている。

時間単位での取得制度がある事業所における令和5年中に当該制度を利用した延べ人数は、6,639人となっている。

第17表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無と利用者数

(事業所、人、%)

						(尹未川、	/
区分	回答事第	美所計	あ <i>-</i>	3	令和5年1年間に おける制度利用 者数計(延べ)	なし	۸,
計	520	(100)	224	(43. 1)	6, 639	296	(56.9)
9人以下	71	(100)	22	(31.0)	83	49	(69.0)
10~29人	161	(100)	78	(48. 4)	696	83	(51.6)
30~99人	190	(100)	82	(43. 2)	2, 029	108	(56.8)
100~299人	78	(100)	35	(44. 9)	2, 477	43	(55. 1)
300人以上	20	(100)	7	(35.0)	1, 354	13	(65.0)
建設業	86	(100)	37	(43.0)	483	49	(57. 0)
製造業	150	(100)	51	(34. 0)	1, 443	99	(66.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	63	3	(37.5)
情報通信業	17	(100)	9	(52. 9)	243	8	(47. 1)
運輸業	32	(100)	10	(31. 3)	121	22	(68.8)
卸売業・小売業	79	(100)	41	(51.9)	820	38	(48. 1)
金融業・保険業	4	(100)	2	(50.0)	27	2	(50.0)
宿泊業・飲食サービス業	15	(100)	1	(6.7)	40	14	(93.3)
医療・福祉	19	(100)	12	(63. 2)	1, 346	7	(36.8)
教育・学習支援業	15	(100)	11	(73. 3)	441	4	(26. 7)
サービス業	62	(100)	27	(43.5)	1, 054	35	(56.5)
その他	33	(100)	18	(54. 5)	558	15	(45.5)

3 年次有給休暇以外の有給休暇制度

年次有給休暇以外の有給休暇制度を実施している事業所は315事業所となっている。 年次有給休暇以外の有給休暇制度がある事業所における制度別の実施状況をみると、「その他の 特別休暇」が60.3%、「夏季休暇」が43.5%、「病気休暇」が39.4%の事業所で実施さ れている。

第18表 年次有給休暇以外の有給休暇制度(複数回答)

(事業所、%)

						実 実	施事業所	fにおけ	る制度別	実施状	 況		(ヂ:	耒川、%)
区分	回答事 業所計	実施事業	業所数	夏季	休暇	病気	休暇	リフレ 休	•	ボラン 休		その [.] 特別 [.]		特に なし
計	521	315	(100)	137	(43. 5)	124	(39. 4)	44	(14. 0)	14	(4. 4)	190	(60.3)	206
9人以下	70	33	(100)	14	(42. 4)	17	(51. 5)	2	(6. 1)	0	(0.0)	13	(39. 4)	37
10~29人	160	89	(100)	43	(48. 3)	35	(39. 3)	7	(7. 9)	2	(2. 2)	42	(47. 2)	71
30~99人	192	125	(100)	59	(47. 2)	48	(38. 4)	19	(15. 2)	5	(4. 0)	85	(68.0)	67
100~299人	78	54	(100)	18	(33. 3)	17	(31. 5)	13	(24. 1)	6	(11. 1)	38	(70. 4)	24
300人以上	21	14	(100)	3	(21. 4)	7	(50. 0)	3	(21.4)	1	(7. 1)	12	(85. 7)	7
建設業	85	54	(100)	35	(64. 8)	18	(33. 3)	3	(5. 6)	4	(7. 4)	33	(61. 1)	31
製造業	148	84	(100)	30	(35. 7)	30	(35. 7)	14	(16. 7)	1	(1. 2)	48	(57. 1)	64
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5	(100)	1	(20. 0)	1	(20. 0)	2	(40.0)	0	(0.0)	4	(80.0)	2
情報通信業	18	18	(100)	11	(61. 1)	6	(33. 3)	2	(11. 1)	0	(0.0)	11	(61. 1)	0
運輸業	32	18	(100)	12	(66. 7)	6	(33. 3)	1	(5. 6)	2	(11. 1)	13	(72. 2)	14
卸売業・小売業	82	45	(100)	19	(42. 2)	21	(46. 7)	9	(20. 0)	2	(4. 4)	24	(53. 3)	37
金融業・保険業	5	3	(100)	0	(0.0)	1	(33. 3)	1	(33. 3)	0	(0.0)	2	(66. 7)	2
宿泊業・飲食サービス業	15	7	(100)	2	(28. 6)	3	(42. 9)	2	(28. 6)	0	(0.0)	3	(42. 9)	8
医療・福祉	19	17	(100)	3	(17. 6)	8	(47. 1)	3	(17. 6)	1	(5. 9)	13	(76. 5)	2
教育・学習支援業	14	10	(100)	3	(30. 0)	6	(60.0)	0	(0.0)	1	(10. 0)	8	(80. 0)	4
サービス業	63	30	(100)	11	(36. 7)	13	(43. 3)	2	(6. 7)	0	(0.0)	15	(50. 0)	33
その他	33	24	(100)	10	(41. 7)	11	(45. 8)	5	(20. 8)	3	(12. 5)	16	(66. 7)	9

※災害、結婚、産前・産後、育児、介護、生理、忌引にかかる休暇は除く。

Ⅳ 育児休業制度

1 育児休業制度の規定の有無と利用可能日数

就業規則等に育児休業制度の規定がある事業所は、470事業所で90.4%となっている。

第19表 育児休業制度の規定の有無

区 分	回答事業	所計	規定が	ずある	規定が	ない
計	520	(100)	470	(90. 4)	50	(9.6)
9人以下	71	(100)	42	(59. 2)	29	(40.8)
10~29人	158	(100)	143	(90.5)	15	(9.5)
30~99人	191	(100)	186	(97. 4)	5	(2.6)
100~299人	79	(100)	78	(98. 7)	1	(1.3)
300人以上	21	(100)	21	(100.0)	0	(0.0)
建設業	85	(100)	75	(88. 2)	10	(11.8)
製造業	149	(100)	135	(90.6)	14	(9.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	8	(100.0)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	18	(100.0)	0	(0.0)
運輸業	29	(100)	28	(96. 6)	1	(3.4)
卸売業・小売業	80	(100)	68	(85. 0)	12	(15.0)
金融業•保険業	5	(100)	5	(100.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	14	(87. 5)	2	(12.5)
医療•福祉	19	(100)	19	(100.0)	0	(0.0)
教育•学習支援業	15	(100)	14	(93. 3)	1	(6.7)
サービス業	63	(100)	55	(87. 3)	8	(12. 7)
その他	33	(100)	31	(93. 9)	2	(6.1)

2 育児休業の利用状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に出産した(配偶者が出産した)人の育児休業の利用状況(利用予定も含む。)をみると、出産者629人に対し、育児休業利用者は368人、育児休業取得率は58.5%となっている。男女別では、女性の育児休業取得率は93.0%、男性の育児休業取得率は26.6%となっている。

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に育児休業から職場復帰する予定だった 人数は343人で、そのうち実際に復職した人数は298人(86.9%)となっている。

第20表 育児休業の利用状況

(事業所、人、%)

																		(争)	<u> 業所、人、%</u>
	令和5年				出産	者数			出	産者の	うち育 		利用和 休業取		配偶者が 男性のう			復職	状況
区分	出産者(従 本人又は 者)がいた 所数	配偶:事業			女性		男性		(出産を		女性		男性		後2か月 日又は1 休み(※)	以内に半 日以上の)を取得	令和5 育児休 復職予	業から	うち実際に行帰した人数
	171 30				【従	業員】	【配	偶者】		·	(取	得率)	(取	得率)	した	人数	たり		(復職割合)
計	289	(100)	629	(100)	302	(48. 0)	327	(52. 0)	368	(58. 5)	281	(93.0)	87	(26. 6)	180	(55. 0)	343	(100)	298 (86.
9人以下	7 ((2. 4)	9	(1. 4)	3	(1.0)	6	(1.8)	4	(44. 4)	3	(100. 0)	1	(16. 7)	4	(66. 7)	1	(100)	1 (100.
10~29人	44 (1	15. 2)	54	(8. 6)	20	(6.6)	34	(10.4)	24	(44. 4)	20	(100.0)	4	(11. 8)	15	(44. 1)	15	(100)	14 (93.
30~99人	115 (3	39. 8)	154	(24. 5)	66	(21.9)	88	(26. 9)	74	(48. 1)	54	(81.8)	20	(22. 7)	48	(54. 5)	74	(100)	62 (83.
100~299人	85 (2	29. 4)	177	(28. 1)	76	(25. 2)	101	(30. 9)	112	(63. 3)	74	(97. 4)	38	(37. 6)	50	(49. 5)	112	(100)	102 (91.
300人以上	38 (1	13. 1)	235	(37. 4)	137	(45. 4)	98	(30.0)	154	(65. 5)	130	(94. 9)	24	(24. 5)	63	(64. 3)	141	(100)	119 (84.
建設業	47 (1	16. 3)	69	(11.0)	16	(5. 3)	53	(16. 2)	22	(31.9)	12	(75.0)	10	(18. 9)	18	(34. 0)	17	(100)	16 (94.
製造業	70 (2	24. 2)	104	(16. 5)	46	(15. 2)	58	(17. 7)	66	(63.5)	43	(93.5)	23	(39. 7)	40	(69. 0)	54	(100)	48 (88.
電気・ガス・熱供給・水道業	4 ((1.4)	6	(1. 0)	0	(0.0)	6	(1.8)	0	(0.0)	0	(-)	0	(0.0)	3	(50. 0)	0	(100)	0 (-
情報通信業	9 ((3. 1)	14	(2. 2)	2	(0.7)	12	(3.7)	6	(42. 9)	2	(100. 0)	4	(33. 3)	8	(66. 7)	6	(100)	6 (100.
運輸業	20	(6. 9)	25	(4. 0)	9	(3.0)	16	(4. 9)	10	(40.0)	8	(-)	2	(12. 5)	5	(31. 3)	4	(100)	3 (75.
卸売業・小売業	40 (1	13. 8)	103	(16. 4)	47	(15. 6)	56	(17. 1)	68	(66.0)	45	(95. 7)	23	(41. 1)	31	(55. 4)	67	(100)	62 (92.
金融業・保険業	7 ((2. 4)	43	(6. 8)	20	(6. 6)	23	(7. 0)	18	(41.9)	18	(90.0)	0	(0.0)	13	(56. 5)	21	(100)	19 (90.
宿泊業・飲食サービス業	8 ((2. 8)	11	(1. 7)	9	(3. 0)	2	(0.6)	5	(45. 5)	5	(55. 6)	0	(0.0)	2	(100. 0)	8	(100)	6 (75.)
医療・福祉	24	(8.3)	129	(20. 5)	96	(31.8)	33	(10. 1)	110	(85. 3)	95	(99.0)	15	(45. 5)	29	(87. 9)	100	(100)	87 (87.)
教育・学習支援業	8 ((2. 8)	12	(1. 9)	8	(2. 6)	4	(1. 2)	9	(75. 0)	8	(100. 0)	1	(25. 0)	3	(75. 0)	10	(100)	8 (80.
サービス業	28	(9. 7)	62	(9. 9)	25	(8.3)	37	(11.3)	24	(38. 7)	21	(84. 0)	3	(8. 1)	10	(27. 0)	24	(100)	24 (100.
その他	24 ((8.3)	51	(8. 1)	24	(7.9)	27	(8.3)	30	(58. 8)	24	(100. 0)	6	(22. 2)	18	(66. 7)	32	(100)	19 (59.

[※]年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇等(休日は含まない。)

【参考:育児休業取得率の推移】

(人、%)

		出産者数		育児休業和	· 利用者数(育児休賞	生而 但 茲)		
年	計	女性	男性	月光怀呆1	的用有数(自定体》 	未以付件)		
		(従業員)	(配偶者)	計(取得率)	女性(取得率)	男性(取得率)		
H29	703	289	414	281 (40.0)	265 (91.7)	16 (3.9)		
H30	655	326	329	316 (48.2)	309 (94.8)	7 (2. 1)		
R1	619	275	344	261 (42.2)	246 (89.5)	15 (4.4)		
R2	622	305	317	331 (53.2)	297 (97.4)	34 (10.7)		
R3	561	235	326	260 (46.3)	230 (97.9)	30 (9.2)		
R4	627	301	326	339 (54.1)	286 (95.0)	53 (16.3)		
R5	629	302	327	368 58.5	281 (93.0)	87 (26.6)		

3 育児休業の利用期間

育児休業を取得した女性について利用期間をみると、「10ヶ月~12ヶ月未満」が最も多く 52.3%、次いで「6ヶ月~10ヶ月未満」が20.5%「12ヶ月~24ヶ月未満」が12.1%となっている。

第21表 育児休業の利用期間(女性の実績)

(人、%)

区分	利用者数計	3ヶ月未満	3~6ヶ月未 満	6~10ヶ月 未満	10~12ヶ月 未満	12~24ヶ月 未満	24ヶ月以上
計	264 (100)	9 (3.4)	28 (10.6)	54 (20.5)	138 (52.3)	32 (12.1)	3 (1.1)
9人以下	3 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)
10~29人	14 (100)	2 (14.3)	3 (21.4)	1 (7.1)	5 (35.7)	3 (21.4)	0 (0.0)
30~99人	52 (100)	2 (3.8)	7 (13. 5)	13 (25.0)	18 (34.6)	10 (19.2)	2 (3.8)
100~299人	63 (100)	2 (3.2)	6 (9.5)	7 (11.1)	44 (69.8)	4 (6.3)	0 (0.0)
300人以上	132 (100)	3 (2.3)	10 (7.6)	33 (25.0)	71 (53.8)	14 (10.6)	1 (0.8)
建設業	9 (100)	0 (0.0)	2 (22. 2)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22. 2)	0 (0.0)
製造業	38 (100)	1 (2.6)	7 (18. 4)	5 (13.2)	20 (52.6)	3 (7.9)	2 (5.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
情報通信業	2 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
運輸業	7 (-)	0 (-)	0 (-)	4 (-)	1 (-)	2 (-)	0 (-)
卸売業・小売業	41 (100)	1 (2.4)	6 (14.6)	2 (4.9)	30 (73.2)	2 (4.9)	0 (0.0)
金融業・保険業	17 (100)	0 (0.0)	1 (5.9)	3 (17.6)	12 (70.6)	1 (5.9)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	6 (100)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	90 (100)	2 (2.2)	9 (10.0)	27 (30.0)	37 (41.1)	14 (15.6)	1 (1.1)
教育・学習支援業	7 (100)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)
サービス業	28 (100)	2 (7.1)	1 (3.6)	9 (32.1)	14 (50.0)	2 (7.1)	0 (0.0)
その他	19 (100)	2 (10.5)	1 (5.3)	2 (10.5)	11 (57.9)	3 (15.8)	0 (0.0)

[※]育児休業利用期間について未回答の事業所があるため、第20表の育児休業利用者数と一致しない。

【参考:育児休業の利用期間別利用者数(男性の実績)】

(人)

	利用者数計	3ヶ月未満	3~6ヶ月	6~10ヶ月	10~12ヶ月
R3	30	27	1	0	2
R4	53	40	8	4	1
R5	91	83	4	3	1

4 その他の育児関連制度

その他の育児関連制度の内容をみると、「育児のための短時間勤務制度」を実施している事業所が87.3%と最も高く、次いで「所定外労働、時間外労働、深夜業の制限」が80.5%となっている。

第22表 その他の育児関連制度の内容(複数回答)

(事業所、%)

		l					<i>L</i> - ± ₩ ¬	- 1- 4× 1 1	7 41	u == += .1 h	`		(Ŧ:	<u> </u>
	口灰市					実	他事業的	けにおけ	る制度別	川実施状	沈			#± !-
区分	回答事 業所計	実施事業	業所数	夏季	休暇	病気	休暇	リフレ 休		ボラン 休		その 特別		特に なし
計	521	315	(100)	137	(43. 5)	124	(39. 4)	44	(14. 0)	14	(4. 4)	190	(60. 3)	206
9人以下	70	33	(100)	14	(42. 4)	17	(51.5)	2	(6. 1)	0	(0.0)	13	(39. 4)	37
10~29人	160	89	(100)	43	(48. 3)	35	(39. 3)	7	(7.9)	2	(2. 2)	42	(47. 2)	71
30~99人	192	125	(100)	59	(47. 2)	48	(38. 4)	19	(15. 2)	5	(4. 0)	85	(68. 0)	67
100~299人	78	54	(100)	18	(33. 3)	17	(31.5)	13	(24. 1)	6	(11. 1)	38	(70. 4)	24
300人以上	21	14	(100)	3	(21. 4)	7	(50.0)	3	(21. 4)	1	(7. 1)	12	(85. 7)	7
建設業	85	54	(100)	35	(64. 8)	18	(33. 3)	3	(5. 6)	4	(7. 4)	33	(61. 1)	31
製造業	148	84	(100)	30	(35. 7)	30	(35. 7)	14	(16. 7)	1	(1. 2)	48	(57. 1)	64
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5	(100)	1	(20. 0)	1	(20. 0)	2	(40.0)	0	(0.0)	4	(80.0)	2
情報通信業	18	18	(100)	11	(61. 1)	6	(33. 3)	2	(11. 1)	0	(0.0)	11	(61. 1)	0
運輸業	32	18	(100)	12	(66. 7)	6	(33. 3)	1	(5. 6)	2	(11. 1)	13	(72. 2)	14
卸売業・小売業	82	45	(100)	19	(42. 2)	21	(46. 7)	9	(20. 0)	2	(4. 4)	24	(53. 3)	37
金融業・保険業	5	3	(100)	0	(0.0)	1	(33. 3)	1	(33. 3)	0	(0.0)	2	(66. 7)	2
宿泊業・飲食サービス業	15	7	(100)	2	(28. 6)	3	(42. 9)	2	(28. 6)	0	(0.0)	3	(42. 9)	8
医療・福祉	19	17	(100)	3	(17. 6)	8	(47. 1)	3	(17. 6)	1	(5. 9)	13	(76. 5)	2
教育・学習支援業	14	10	(100)	3	(30. 0)	6	(60.0)	0	(0.0)	1	(10.0)	8	(80.0)	4
サービス業	63	30	(100)	11	(36. 7)	13	(43. 3)	2	(6. 7)	0	(0.0)	15	(50. 0)	33
その他	33	24	(100)	10	(41. 7)	11	(45. 8)	5	(20. 8)	3	(12. 5)	16	(66. 7)	9

※災害、結婚、産前・産後、育児、介護、生理、忌引にかかる休暇は除く。

V 子の看護休暇制度

1 子の看護休暇制度

就業規則等に子の看護休暇制度の規定のある事業所は、398事業所で75.2%となっている。利用可能日数をみると、法定の「5日」としている事業所が71.1%と最も多く、次いで「決まっていない」が19.8%となっている。

第23表 子の看護休暇制度の規定の有無

(事業所、%)

区 分	回答事	業所計	規定が	ぶある	規定が	ない
計	529	(100)	398	(75. 2)	131	(24. 8)
9人以下	73	(100)	31	(42. 5)	42	(57. 5)
10~29人	162	(100)	112	(69.1)	50	(30.9)
30~99人	195	(100)	161	(82.6)	34	(17. 4)
100~299人	78	(100)	74	(94. 9)	4	(5. 1)
300人以上	21	(100)	20	(95. 2)	1	(4.8)
建設業	86	(100)	68	(79. 1)	18	(20. 9)
製造業	152	(100)	118	(77. 6)	34	(22. 4)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	3	(37. 5)
情報通信業	18	(100)	15	(83. 3)	3	(16. 7)
運輸業	32	(100)	21	(65. 6)	11	(34. 4)
卸売業・小売業	81	(100)	53	(65. 4)	28	(34. 6)
金融業・保険業	5	(100)	5	(100.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	10	(62.5)	6	(37. 5)
医療・福祉	19	(100)	19	(100.0)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	15	(100.0)	0	(0.0)
サービス業	63	(100)	40	(63.5)	23	(36. 5)
その他	34	(100)	29	(85. 3)	5	(14. 7)

第24表 子の看護休暇の利用可能日数

(事業所、%)

区 分	制度実施計	1日~4日	5日	6日~9日	10日以上	上限なし	決まっていない
計	464 (100)	7 (1.5)	330 (71.1)	6 (1.3)	26 (5.6)	3 (0.6)	92 (19.8)
9人以下	52 (100)	0 (0.0)	25 (48.1)	0 (0.0)	2 (3.8)	0 (0.0)	25 (48. 1)
10~29人	139 (100)	4 (2.9)	88 (63.3)	2 (1.4)	11 (7.9)	1 (0.7)	33 (23. 7)
30~99人	178 (100)	2 (1.1)	134 (75.3)	3 (1.7)	10 (5.6)	2 (1.1)	27 (15. 2)
100~299人	74 (100)	1 (1.4)	64 (86.5)	1 (1.4)	2 (2.7)	0 (0.0)	6 (8.1)
300人以上	21 (100)	0 (0.0)	19 (90.5)	0 (0.0)	1 (4.8)	0 (0.0)	1 (4.8)
建設業	79 (100)	2 (2.5)	58 (73.4)	1 (1.3)	5 (6.3)	0 (0.0)	13 (16.5)
製造業	135 (100)	2 (1.5)	99 (73.3)	2 (1.5)	8 (5.9)	0 (0.0)	24 (17. 8)
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (100)	0 (0.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)
情報通信業	17 (100)	0 (0.0)	14 (82.4)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.8)
運輸業	24 (100)	0 (0.0)	15 (62.5)	0 (0.0)	1 (4.2)	1 (4.2)	7 (29. 2)
卸売業・小売業	69 (100)	0 (0.0)	41 (59.4)	1 (1.4)	5 (7. 2)	1 (1.4)	21 (30.4)
金融業・保険業	5 (100)	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	11 (100)	1 (9.1)	7 (63. 6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18. 2)
医療・福祉	19 (100)	1 (5.3)	15 (78.9)	0 (0.0)	1 (5.3)	0 (0.0)	2 (10.5)
教育・学習支援業	14 (100)	0 (0.0)	11 (78.6)	1 (7.1)	2 (14. 3)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	52 (100)	0 (0.0)	34 (65.4)	0 (0.0)	3 (5.8)	0 (0.0)	15 (28.8)
その他	32 (100)	1 (3.1)	25 (78. 1)	0 (0.0)	1 (3.1)	0 (0.0)	5 (15.6)

※利用可能日数については、「規定がない」事業所も回答しているため、第23表の「規定がある」の計と一致しない。

2 子の看護休暇の利用状況

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの子の看護休暇の利用状況をみると、9 6 事業所で延べ 6 1 4 人、2 , 2 6 1 . 0 日の利用があり、1 人あたり平均利用日数は 3 . 7 日となっている。

第25表 子の看護休暇の利用状況

(事業所、人、日)

区分	事業所数	利用人員 (合計)	男性	女性	延べ日数 (合計)	男性	女性	ー人あたり 平均利用日数
計	96	614	211	403	2, 261. 0	646. 5	1, 614. 5	3.7
9人以下	4	6	2	4	19.0	6. 0	13.0	3. 2
10~29人	21	38	17	21	253. 9	54.8	199.1	6. 7
30~99人	37	139	57	82	416. 2	139.6	276.6	3. 0
100~299人	26	209	78	131	639.6	210.6	429.0	3. 1
300人以上	8	222	57	165	932. 3	235. 5	696.8	4. 2
建設業	20	41	23	18	223. 7	54. 3	169.5	5. 5
製造業	19	133	47	86	408. 9	140.6	268.3	3. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	5	1	22. 5	18.5	4.0	3.8
情報通信業	7	40	22	18	177.3	94. 6	82. 7	4.4
運輸業	1	1	1	0	2. 0	2. 0	0.0	2. 0
卸売業・小売業	17	118	41	77	270. 0	88. 0	182. 0	2. 3
金融業・保険業	2	23	9	14	114.0	6. 0	108.0	5.0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	5	131	21	110	538. 0	79. 0	459.0	4. 1
教育・学習支援業	6	31	9	22	124. 5	34. 0	90.5	4. 0
サービス業	9	70	30	40	304.0	122. 5	181.5	4. 3
その他	8	20	3	17	76.0	7. 0	69.0	3.8

【参考:平均利用日数の推移】

(人、日)

年	利用人員	延べ日数	一人あたり 平均利用日数
H29	221	1, 023	4. 6
H30	334	1, 116	3. 3
R1	385	1, 040. 0	2. 7
R2	385	1, 299. 9	3. 4
R3	380	1, 308. 5	3. 4
R4	569	1, 788. 0	3. 1
R5	614	2, 261. 0	3. 7

VI 介護休業制度

1 介護休業制度

就業規則等に介護休業制度の規定のある事業所は、437事業所で83.1%となっている。

第26表 介護休業制度の規定の有無

(事業所、%)

区 分	回答事業	業所計	規定がある	規定がない
計	526	(100)	437 (83.1)	89 (16.9)
9人以下	72	(100)	35 (48.6)	37 (51.4)
10~29人	161	(100)	129 (80.1)	32 (19.9)
30~99人	194	(100)	177 (91.2)	17 (8.8)
100~299人	78	(100)	76 (97.4)	2 (2.6)
300人以上	21	(100)	20 (95.2)	1 (4.8)
建設業	86	(100)	71 (82.6)	15 (17. 4)
製造業	151	(100)	125 (82.8)	26 (17. 2)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	6 (75.0)	2 (25.0)
情報通信業	18	(100)	16 (88.9)	2 (11.1)
運輸業	31	(100)	27 (87.1)	4 (12.9)
卸売業・小売業	82	(100)	64 (78.0)	18 (22.0)
金融業・保険業	5	(100)	5 (100.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	13 (81.3)	3 (18.8)
医療・福祉	19	(100)	19 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	14	(100)	14 (100.0)	0 (0.0)
サービス業	62	(100)	47 (75.8)	15 (24. 2)
その他	34	(100)	30 (88. 2)	4 (11.8)

2 介護休業の利用状況

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの介護休業の利用状況をみると、全体で 4 4 人、 うち女性は 3 7 人、男性は 7 人であった。

第27表 介護休業の利用状況

(人)

区分	利用	者計	31日	未満	31~93	日未満	93日	以上
L //	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
計	37	7	21	2	15	4	1	1
9人以下	0	0	0	0	0	0	0	0
10~29人	0	0	0	0	0	0	0	0
30~99人	6	4	3	1	2	3	1	0
100~299人	19	1	13	1	6	0	0	0
300人以上	12	2	5	0	7	1	0	1
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	3	3	2	1	1	2	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	3	1	1	0	2	0	0	1
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	11	1	3	0	8	1	0	0
教育・学習支援業	2	0	2	0	0	0	0	0
サービス業	4	1	3	0	0	1	1	0
その他	14	1	10	1	4	0	0	0

3 その他の介護関連制度

その他の介護関連制度の内容をみると、「介護のための短時間勤務制度」を実施している事業所が86.8%と最も多く、次いで「所定外労働、時間外労働、深夜業の制限」が81.1%、「仕事と介護の両立支援に関する情報提供・相談」が34.2%となっている。

第28表 その他の介護関連制度(複数回答)

									(尹未)	<u>听、%)</u>
区分	回答事業 所数	実施 事業所数	介護のための 短時間勤務制 度	介護のための フレックスタ イムや時差出 勤制度	所定外労働、 時間外労働、 深夜業の制限	介護費用の助 成その他これ に準じる制度	仕事と介護の 両立支援に関 する情報提 供・相談	介護中の配置 (就業場所)に 関する配慮	その他	特に なし
計	509	365 (100)	317 (86.8)	75 (20. 5)	296 (81.1)	3 (0.8)	125 (34. 2)	76 (20.8)	5 (1.4)	144
9人以下	66	28 (100)	20 (71.4)	9 (32. 1)	20 (71.4)	0 (0.0)	2 (7.1)	4 (14.3)	0 (0.0)	38
10~29人	153	102 (100)	89 (87.3)	23 (22.5)	77 (75.5)	0 (0.0)	30 (29.4)	17 (16.7)	1 (1.0)	51
30~99人	190	146 (100)	129 (88.4)	27 (18.5)	126 (86.3)	1 (0.7)	48 (32.9)	27 (18.5)	4 (2.7)	44
100~299人	79	69 (100)	61 (88.4)	11 (15.9)	55 (79.7)	1 (1.4)	32 (46.4)	20 (29.0)	0 (0.0)	10
300人以上	21	20 (100)	18 (90.0)	5 (25.0)	18 (90.0)	1 (5.0)	13 (65.0)	8 (40.0)	0 (0.0)	1
建設業	83	56 (100)	51 (91.1)	15 (26.8)	48 (85.7)	2 (3.6)	16 (28.6)	10 (17.9)	1 (1.8)	27
製造業	149	105 (100)	94 (89.5)	22 (21.0)	89 (84.8)	1 (1.0)	39 (37. 1)	23 (21.9)	1 (1.0)	44
電気・ガス・熱供給・水道業	8	6 (100)	4 (66.7)	1 (16.7)	4 (66.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	2
情報通信業	16	13 (100)	13 (100.0)	3 (23. 1)	13 (100.0)	0 (0.0)	3 (23. 1)	3 (23. 1)	1 (7.7)	3
運輸業	31	22 (100)	16 (72.7)	5 (22.7)	14 (63.6)	0 (0.0)	8 (36.4)	6 (27.3)	0 (0.0)	9
卸売業・小売業	80	55 (100)	44 (80.0)	11 (20.0)	47 (85.5)	0 (0.0)	19 (34.5)	14 (25.5)	0 (0.0)	25
金融業・保険業	5	5 (100)	5 (100.0)	1 (20.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0
宿泊業・飲食サービス業	15	10 (100)	10 (100.0)	0 (0.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5
医療・福祉	18	14 (100)	11 (78.6)	3 (21.4)	14 (100.0)	0 (0.0)	7 (50.0)	6 (42.9)	0 (0.0)	4
教育・学習支援業	13	12 (100)	11 (91.7)	0 (0.0)	8 (66.7)	0 (0.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	1
サービス業	58	40 (100)	34 (85.0)	4 (10.0)	25 (62.5)	0 (0.0)	10 (25.0)	4 (10.0)	1 (2.5)	18
その他	33	27 (100)	24 (88.9)	10 (37.0)	23 (85. 2)	0 (0.0)	12 (44. 4)	6 (22. 2)	1 (3.7)	6

^{※「}その他」記述一部抜粋 → 「給与等の一部を支給」「部署や職種の変更」など

Ⅲ 介護休暇制度

1 介護休暇制度

就業規則等に介護休暇制度の規定のある事業所は、401事業所で76.5%となっている。利用可能日数をみると、法定の「5日」としている事業所が68.2%と最も多く、次いで「決まっていない」が16.3%となっている。

第29表 介護休暇制度の規定の有無

(事業所、%)

区 分	回答事業	業所計	規定が	ぶある	規定が	ない
計	524	(100)	401	(76.5)	123	(23. 5)
9人以下	72	(100)	28	(38. 9)	44	(61.1)
10~29人	160	(100)	113	(70.6)	47	(29. 4)
30~99人	192	(100)	167	(87. 0)	25	(13.0)
100~299人	79	(100)	74	(93. 7)	5	(6.3)
300人以上	21	(100)	19	(90.5)	2	(9.5)
建設業	86	(100)	70	(81.4)	16	(18.6)
製造業	149	(100)	109	(73. 2)	40	(26.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	3	(37. 5)
情報通信業	18	(100)	14	(77. 8)	4	(22. 2)
運輸業	31	(100)	25	(80.6)	6	(19.4)
卸売業・小売業	81	(100)	60	(74. 1)	21	(25.9)
金融業・保険業	5	(100)	4	(80.0)	1	(20. 0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	11	(68.8)	5	(31.3)
医療・福祉	19	(100)	18	(94. 7)	1	(5.3)
教育•学習支援業	15	(100)	14	(93. 3)	1	(6.7)
サービス業	62	(100)	41	(66. 1)	21	(33.9)
その他	34	(100)	30	(88. 2)	4	(11.8)

第30表 介護休暇の利用可能日数

(事業所、%)

区 分	制度実施計	1日~4日	5日	6日~9日	10日以上	上限なし	決まっていない
計	447 (100)	10 (2.2)	305 (68. 2)	7 (1.6)	50 (11.2)	2 (0.4)	73 (16.3)
9人以下	50 (100)	0 (0.0)	17 (34.0)	3 (6.0)	5 (10.0)	0 (0.0)	25 (50.0)
10~29人	132 (100)	6 (4.5)	77 (58. 3)	2 (1.5)	19 (14.4)	2 (1.5)	26 (19.7)
30~99人	169 (100)	2 (1.2)	129 (76.3)	1 (0.6)	20 (11.8)	0 (0.0)	17 (10.1)
100~299人	75 (100)	1 (1.3)	66 (88.0)	1 (1.3)	4 (5.3)	0 (0.0)	3 (4.0)
300人以上	21 (100)	1 (4.8)	16 (76. 2)	0 (0.0)	2 (9.5)	0 (0.0)	2 (9.5)
建設業	76 (100)	2 (2.6)	53 (69.7)	1 (1.3)	9 (11.8)	0 (0.0)	11 (14.5)
製造業	123 (100)	2 (1.6)	90 (73. 2)	2 (1.6)	15 (12.2)	0 (0.0)	14 (11.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (100)	0 (0.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	17 (100)	0 (0.0)	13 (76.5)	1 (5.9)	1 (5.9)	0 (0.0)	2 (11.8)
運輸業	26 (100)	0 (0.0)	17 (65. 4)	0 (0.0)	4 (15.4)	0 (0.0)	5 (19. 2)
卸売業・小売業	70 (100)	2 (2.9)	41 (58.6)	1 (1.4)	7 (10.0)	2 (2.9)	17 (24.3)
金融業・保険業	5 (100)	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	10 (100)	1 (10.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	3 (30.0)
医療・福祉	18 (100)	1 (5.6)	13 (72. 2)	0 (0.0)	2 (11.1)	0 (0.0)	2 (11.1)
教育・学習支援業	14 (100)	1 (7.1)	8 (57. 1)	1 (7.1)	3 (21.4)	0 (0.0)	1 (7.1)
サービス業	50 (100)	1 (2.0)	29 (58. 0)	1 (2.0)	6 (12.0)	0 (0.0)	13 (26.0)
その他	32 (100)	0 (0.0)	26 (81.3)	0 (0.0)	1 (3.1)	0 (0.0)	5 (15.6)

※利用可能日数については「規定がない」事業所も回答しているため、第29表の「規定がある」の計と一致しない。

2 介護休暇の利用状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの介護休暇の利用状況を見ると、44事業所で延べ160人、527.3日の利用があり、1人あたり平均利用日数は3.3日となっている。

第31表 介護休暇の利用状況

(事業所、人、日)

			(子	<u> 未川、八、口/</u>
区分	事業所数	利用人員	延べ日数	一人あたり 平均利用日数
計	44	160	527. 3	3. 3
9人以下	3	4	15. 0	3.8
10~29人	9	11	21. 0	1. 9
30~99人	18	32	112. 8	3. 5
100~299人	10	76	296. 5	3. 9
300人以上	4	37	82. 0	2. 2
建設業	9	12	33. 3	2. 8
製造業	11	52	138. 5	2. 7
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6	29. 5	4. 9
情報通信業	3	46	201. 0	4. 4
運輸業	1	1	2. 0	2. 0
卸売業・小売業	4	4	5. 0	1. 3
金融業・保険業	1	2	4. 0	2. 0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0. 0	9. 0
医療•福祉	4	17	45. 0	2. 6
教育•学習支援業	4	8	35. 0	4. 4
サービス業	4	8	14. 0	1.8
その他	2	4	20. 0	5. 0

【参考:平均利用日数の推移】

(人、日)

年	利用人員	延べ日数	一人あたり 平均利用日数
H29	61	190	3. 1
H30	53	232	4. 4
R1	71	312. 5	4. 4
R2	94	341.7	3.6
R3	132	466. 5	3. 5
R4	151	645. 5	4. 3
R5	160	527. 25	3. 3

Ⅲ 病気休職・病気休業制度

1 病気休職・病気休業制度

病気休職・病気休業制度(連続して1週間以上)のある事業所は、276事業所で53.9%となっている。

第32表 病気休職・病気休業制度の有無

(事業所、%)

区分	回答事業	業所計	ه.	る	な	<u> </u>
計	512	(100)	276	(53.9)	236	(46.1)
9人以下	72	(100)	28	(38.9)	44	(61.1)
10~29人	154	(100)	71	(46.1)	83	(53.9)
30~99人	189	(100)	106	(56.1)	83	(43.9)
100~299人	77	(100)	54	(70.1)	23	(29.9)
300人以上	20	(100)	17	(85.0)	3	(15.0)
建設業	83	(100)	39	(47.0)	44	(53.0)
製造業	147	(100)	76	(51.7)	71	(48.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	3	(37.5)
情報通信業	18	(100)	14	(77.8)	4	(22.2)
運輸業	30	(100)	14	(46.7)	16	(53.3)
卸売業・小売業	78	(100)	37	(47.4)	41	(52.6)
金融業•保険業	5	(100)	4	(80.0)	1	(20.0)
宿泊業・飲食サービス業	15	(100)	7	(46.7)	8	(53.3)
医療•福祉	19	(100)	15	(78.9)	4	(21.1)
教育•学習支援業	15	(100)	9	(60.0)	6	(40.0)
サービス業	60	(100)	34	(56.7)	26	(43.3)
その他	34	(100)	22	(64.7)	12	(35.3)

2 病気休職・病気休業の利用期間

病気休職・病気休業の利用期間をみると、「1 ヶ月未満」が5 7. 9 %と最も多く、次いで「1 ヶ月~3 ヶ月未満」が2 6. 3 %となっている。また、メンタルヘルス上の理由による利用期間をみると、「1 ヶ月~3 ヶ月未満」が3 9. 8 %と最も多くなっている。

第33表 病気休職・病気休業の利用期間別利用者数

(人、%)

													<u>/\ , %0)</u>	
区分	利用者	数計	1ヶ月	未満	1~35	月未満	3~65.	月未満	6~10ヶ	月未満	10~125	·月未満	12ヶ月	以上
計	575	(100)	333	(57.9)	151	(26.3)	53	(9.2)	26	(4.5)	4	(0.7)	8	(1.4)
9人以下	5	(100)	3	(60.0)	2	(40.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
10~29人	16	(100)	8	(50.0)	5	(31.3)	2	(12.5)	1	(6.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
30~99人	121	(100)	55	(45.5)	35	(28.9)	20	(16.5)	5	(4.1)	2	(1.7)	4	(3.3)
100~299人	113	(100)	34	(30.1)	44	(38.9)	19	(16.8)	11	(9.7)	2	(1.8)	3	(2.7)
300人以上	320	(100)	233	(72.8)	65	(20.3)	12	(3.8)	9	(2.8)	0	(0.0)	1	(0.3)
建設業	27	(100)	9	(33.3)	10	(37.0)	7	(25.9)	1	(3.7)	0	(0.0)	0	(0.0)
製造業	71	(100)	27	(38.0)	20	(28.2)	12	(16.9)	7	(9.9)	2	(2.8)	3	(4.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	1	(100)	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	36	(100)	11	(30.6)	12	(33.3)	7	(19.4)	3	(8.3)	1	(2.8)	2	(5.6)
運輸業	33	(100)	12	(36.4)	13	(39.4)	3	(9.1)	4	(12.1)	0	(0.0)	1	(3.0)
卸売業·小売業	65	(100)	34	(52.3)	21	(32.3)	5	(7.7)	4	(6.2)	0	(0.0)	1	(1.5)
金融業·保険業	28	(100)	13	(46.4)	12	(42.9)	2	(7.1)	1	(3.6)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	1	(100)	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
医療・福祉	259	(100)	204	(78.8)	41	(15.8)	10	(3.9)	3	(1.2)	0	(0.0)	1	(0.4)
教育·学習支援業	24	(100)	17	(70.8)	4	(16.7)	2	(8.3)	1	(4.2)	0	(0.0)	0	(0.0)
サービス業	10	(100)	2	(20.0)	6	(60.0)	0	(0.0)	1	(10.0)	1	(10.0)	0	(0.0)
その他	20	(100)	2	(10.0)	12	(60.0)	5	(25.0)	1	(5.0)	0	(0.0)	0	(0.0)

第34表 第33表のうち、メンタルヘルス上の理由による期間別利用者数

(人、%)

区分	利用者	·数計	1ヶ月	未満	1~35	月未満	3∼6ヶ.	月未満	6~10ヶ月未満		10~12ヶ月未満		12ヶ月以上	
計	118	(100)	17	(14.4)	47	(39.8)	30	(25.4)	15	(12.7)	3	(2.5)	6	(5.1)
9人以下	2	(100)	0	(-)	2	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0	(-)
10~29人	4	(100)	1	(25.0)	2	(50.0)	1	(25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
30~99人	28	(100)	2	(7.1)	8	(28.6)	12	(42.9)	3	(10.7)	1	(3.6)	2	(7.1)
100~299人	33	(100)	3	(9.1)	10	(30.3)	10	(30.3)	6	(18.2)	1	(3.0)	3	(9.1)
300人以上	51	(100)	11	(21.6)	25	(49.0)	7	(13.7)	6	(11.8)	1	(2.0)	1	(2.0)
建設業	7	(100)	0	(0.0)	3	(42.9)	4	(57.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
製造業	27	(100)	6	(22.2)	8	(29.6)	6	(22.2)	3	(11.1)	1	(3.7)	3	(11.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	0	(100)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	14	(100)	1	(7.1)	3	(21.4)	6	(42.9)	3	(21.4)	0	(0.0)	1	(7.1)
運輸業	4	(100)	1	(25.0)	1	(25.0)	1	(25.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(25.0)
卸売業・小売業	9	(100)	1	(11.1)	6	(66.7)	2	(22.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
金融業•保険業	9	(100)	0	(0.0)	5	(55.6)	1	(11.1)	3	(33.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	1	(100)	0	(0.0)	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
医療•福祉	30	(100)	7	(23.3)	14	(46.7)	6	(20.0)	2	(6.7)	0	(0.0)	1	(3.3)
教育•学習支援業	1	(100)	0	(0.0)	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
サービス業	6	(100)	0	(0.0)	4	(66.7)	0	(0.0)	1	(16.7)	1	(16.7)	0	(0.0)
その他	10	(100)	1	(10.0)	1	(10.0)	4	(40.0)	3	(30.0)	1	(10.0)	0	(0.0)

IX「働き方改革」

1 「働き方改革」の認知度

「働き方改革」という言葉の認知度をみると、「知っている」と回答した事業所が93.8%と最も多く、次いで「聞いたことはあるがよく知らない」が6.2%、となっている。

第35表 「働き方改革」の認知度

(事業所、%)

			1	1			(1)	美<u></u>所、%)
区分	回答事業	回答事業所計		いる	聞いたこと がよく知		聞いたことがない	
計	529	(100)	496	(93.8)	33	(6.2)	0	(0.0)
9人以下	73	(100)	55	(75.3)	18	(24.7)	0	(0.0)
10~29人	163	(100)	157	(96.3)	6	(3.7)	0	(0.0)
30~99人	194	(100)	186	(95.9)	8	(4.1)	0	(0.0)
100~299人	78	(100)	78	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
300人以上	21	(100)	20	(95.2)	1	(4.8)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	82	(94.3)	5	(5.7)	0	(0.0)
製造業	150	(100)	139	(92.7)	11	(7.3)	0	(0.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	8	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	18	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
運輸業	32	(100)	31	(96.9)	1	(3.1)	0	(0.0)
卸売業・小売業	82	(100)	75	(91.5)	7	(8.5)	0	(0.0)
金融業•保険業	5	(100)	5	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	15	(93.8)	1	(6.3)	0	(0.0)
医療•福祉	19	(100)	18	(94.7)	1	(5.3)	0	(0.0)
教育•学習支援業	15	(100)	14	(93.3)	1	(6.7)	0	(0.0)
サービス業	63	(100)	58	(92.1)	5	(7.9)	0	(0.0)
その他	34	(100)	33	(97.1)	1	(2.9)	0	(0.0)

2 「働き方改革」の必要性

「働き方改革」の必要性については、「必要があると思う」と回答した事業所が66.3%と最も多く、次いで「大いに必要あると思う」が23.1%となっている。

第36表 「働き方改革」の必要性

区分	回答事業	回答事業所計大		あると思う	必要あると思う		必要とは思わない		わからない	
計	528	(100)	122	(23.1)	350	(66.3)	14	(2.7)	42	(8.0)
9人以下	73	(100)	15	(20.5)	45	(61.6)	3	(4.1)	10	(13.7)
10~29人	163	(100)	37	(22.7)	115	(70.6)	3	(1.8)	8	(4.9)
30~99人	193	(100)	42	(21.8)	126	(65.3)	5	(2.6)	20	(10.4)
100人~299人	78	(100)	19	(24.4)	53	(67.9)	2	(2.6)	4	(5.1)
300人以上	21	(100)	9	(42.9)	11	(52.4)	1	(4.8)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	19	(21.8)	62	(71.3)	0	(0.0)	6	(6.9)
製造業	149	(100)	28	(18.8)	102	(68.5)	6	(4.0)	13	(8.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	1	(12.5)	7	(87.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
情報通信業	18	(100)	5	(27.8)	11	(61.1)	1	(5.6)	1	(5.6)
運輸業	32	(100)	5	(15.6)	24	(75.0)	0	(0.0)	3	(9.4)
卸売業·小売業	82	(100)	18	(22.0)	55	(67.1)	3	(3.7)	6	(7.3)
金融業・保険業	5	(100)	1	(20.0)	4	(80.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	4	(25.0)	9	(56.3)	2	(12.5)	1	(6.3)
医療•福祉	19	(100)	5	(26.3)	12	(63.2)	0	(0.0)	2	(10.5)
教育•学習支援業	15	(100)	9	(60.0)	6	(40.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
サービス業	63	(100)	19	(30.2)	37	(58.7)	1	(1.6)	6	(9.5)
その他	34	(100)	8	(23.5)	21	(61.8)	1	(2.9)	4	(11.8)

3 「働き方改革」の取組状況

「働き方改革」の取組状況をみると、「取り組んでいる」と回答した事業所が73.1%と最も多く、次いで「今後、取組を検討する予定」が8.7%となっている。

第37表 「働き方改革」の取組状況

(事業所、%)

区分	回答事	業所計	取り組ん	んでいる	取組を	検討中		今後、取組を 検討する予定		取り組みたいが 現状では困難		*予定は い
計	517	(100)	378	(73.1)	40	(7.7)	45	(8.7)	36	(7.0)	18	(3.5)
9人以下	67	(100)	29	(43.3)	9	(13.4)	7	(10.4)	14	(20.9)	8	(11.9)
10~29人	161	(100)	119	(73.9)	11	(6.8)	15	(9.3)	9	(5.6)	7	(4.3)
30~99人	192	(100)	144	(75.0)	15	(7.8)	19	(9.9)	11	(5.7)	3	(1.6)
100~299人	77	(100)	68	(88.3)	3	(3.9)	4	(5.2)	2	(2.6)	0	(0.0)
300人以上	20	(100)	18	(90.0)	2	(10.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
建設業	87	(100)	62	(71.3)	9	(10.3)	10	(11.5)	4	(4.6)	2	(2.3)
製造業	146	(100)	109	(74.7)	7	(4.8)	15	(10.3)	8	(5.5)	7	(4.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	5	(62.5)	1	(12.5)	1	(12.5)	1	(12.5)	0	(0.0)
情報通信業	17	(100)	14	(82.4)	0	(0.0)	1	(5.9)	0	(0.0)	2	(11.8)
運輸業	30	(100)	21	(70.0)	3	(10.0)	4	(13.3)	2	(6.7)	0	(0.0)
卸売業・小売業	80	(100)	62	(77.5)	9	(11.3)	2	(2.5)	5	(6.3)	2	(2.5)
金融業·保険業	5	(100)	5	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	15	(100)	9	(60.0)	0	(0.0)	3	(20.0)	2	(13.3)	1	(6.7)
医療·福祉	19	(100)	16	(84.2)	2	(10.5)	0	(0.0)	1	(5.3)	0	(0.0)
教育·学習支援業	14	(100)	11	(78.6)	2	(14.3)	0	(0.0)	1	(7.1)	0	(0.0)
サービス業	62	(100)	40	(64.5)	4	(6.5)	7	(11.3)	8	(12.9)	3	(4.8)
その他	34	(100)	24	(70.6)	3	(8.8)	2	(5.9)	4	(11.8)	1	(2.9)

【参考:「働き方改革」取組状況の推移】

(%)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
取り組んでいる	41.3	65.0	69.5	72.4	75.5	73.1
取り組みを検討中	20.5	12.0	7.0	7.8	6.1	7.7
今後検討予定	17.1	10.8	9.6	8.0	7.9	8.7
現状では困難	14.3	8.4	8.8	8.6	9.3	7.0
取り組む予定なし	6.9	3.7	5.1	3.1	1.2	3.5

「働き方改革に取り組んでいる」と回答した事業所における取組内容をみると、「休暇の取得促進」が82.4%と最も多く、次いで「長時間労働の是正」が69.2%、「働きやすい職場環境の整備」が55.0%となっている。

第38表 「働き方改革」の取組内容(複数回答)

																マナー	: <i>Н</i> Т、%)	
区分	実施事業所 数		長時間 是			の取得 !進		すい職 の整備	育児・:		仕事の の見			労働者 遇改善		若者の 育成	そ	の他
計	393	(100)	272	(69.2)	324	(82.4)	216	(55.0)	144	(36.6)	172	(43.8)	85	(21.6)	123	(31.3)	5	(1.3)
9人以下	35	(100)	22	(62.9)	25	(71.4)	18	(51.4)	12	(34.3)	7	(20.0)	4	(11.4)	5	(14.3)	0	(0.0)
10~29人	123	(100)	84	(68.3)	99	(80.5)	68	(55.3)	35	(28.5)	58	(47.2)	17	(13.8)	42	(34.1)	1	(0.8)
30~99人	146	(100)	99	(67.8)	124	(84.9)	77	(52.7)	55	(37.7)	69	(47.3)	39	(26.7)	41	(28.1)	3	(2.1)
100~299人	70	(100)	54	(77.1)	60	(85.7)	42	(60.0)	30	(42.9)	28	(40.0)	18	(25.7)	26	(37.1)	1	(1.4)
300人以上	19	(100)	13	(68.4)	16	(84.2)	11	(57.9)	12	(63.2)	10	(52.6)	7	(36.8)	9	(47.4)	0	(0.0)
建設業	64	(100)	45	(70.3)	58	(90.6)	29	(45.3)	22	(34.4)	28	(43.8)	8	(12.5)	27	(42.2)	0	(0.0)
製造業	113	(100)	82	(72.6)	91	(80.5)	62	(54.9)	40	(35.4)	44	(38.9)	29	(25.7)	30	(26.5)	0	(0.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	(100)	2	(40.0)	5	(100.0)	3	(60.0)	2	(40.0)	2	(40.0)	1	(20.0)	2	(40.0)	0	(0.0)
情報通信業	15	(100)	12	(80.0)	11	(73.3)	11	(73.3)	7	(46.7)	7	(46.7)	3	(20.0)	5	(33.3)	2	(13.3)
運輸業	22	(100)	17	(77.3)	17	(77.3)	10	(45.5)	6	(27.3)	11	(50.0)	1	(4.5)	6	(27.3)	0	(0.0)
卸売業·小売業	63	(100)	41	(65.1)	51	(81.0)	38	(60.3)	23	(36.5)	31	(49.2)	16	(25.4)	20	(31.7)	1	(1.6)
金融業•保険業	5	(100)	5	(100.0)	5	(100.0)	2	(40.0)	4	(80.0)	2	(40.0)	2	(40.0)	3	(60.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	11	(100)	5	(45.5)	6	(54.5)	10	(90.9)	0	(0.0)	6	(54.5)	2	(18.2)	3	(27.3)	1	(9.1)
医療•福祉	17	(100)	8	(47.1)	13	(76.5)	11	(64.7)	11	(64.7)	7	(41.2)	7	(41.2)	6	(35.3)	1	(5.9)
教育·学習支援業	12	(100)	10	(83.3)	9	(75.0)	8	(66.7)	6	(50.0)	4	(33.3)	4	(33.3)	2	(16.7)	0	(0.0)
サービス業	41	(100)	27	(65.9)	34	(82.9)	19	(46.3)	14	(34.1)	19	(46.3)	8	(19.5)	11	(26.8)	0	(0.0)
その他	25	(100)	18	(72.0)	24	(96.0)	13	(52.0)	9	(36.0)	11	(44.0)	4	(16.0)	8	(32.0)	0	(0.0)

4 「働き方改革」に取り組む上での課題

取り組む上での課題をみると、「業務量に対する適正要員の確保」が最も多く73.2%、次いで「従業員の意識改革・理解促進」が54.3%、「管理職の意識改革・理解促進」が41.8%、となっている。

第39表 「働き方改革」に取り組む上での課題(複数回答)

(事業所、%)

区分	回答事業所数		業務量に対する 適正要員の確保		従業員の意識改 革・理解促進		管理職の意識改 革・理解促進		取組方法、ノウハ ウの不足		勤務管理の複雑 化や運用の負荷		取組についての 方針や目標の明 確化	
計	514	(100)	376	(73.2)	279	(54.3)	215	(41.8)	130	(25.3)	140	(27.2)	82	(16.0)
9人以下	67	(100)	45	(67.2)	29	(43.3)	14	(20.9)	17	(25.4)	10	(14.9)	9	(13.4)
10~29人	158	(100)	111	(70.3)	92	(58.2)	51	(32.3)	39	(24.7)	35	(22.2)	21	(13.3)
30~99人	191	(100)	145	(75.9)	100	(52.4)	90	(47.1)	46	(24.1)	64	(33.5)	34	(17.8)
100~299人	77	(100)	57	(74.0)	46	(59.7)	47	(61.0)	21	(27.3)	24	(31.2)	14	(18.2)
300人以上	21	(100)	18	(85.7)	12	(57.1)	13	(61.9)	7	(33.3)	7	(33.3)	4	(19.0)
建設業	86	(100)	65	(75.6)	52	(60.5)	38	(44.2)	23	(26.7)	22	(25.6)	16	(18.6)
製造業	144	(100)	102	(70.8)	71	(49.3)	49	(34.0)	27	(18.8)	35	(24.3)	17	(11.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	6	(75.0)	6	(75.0)	4	(50.0)	2	(25.0)	1	(12.5)	2	(25.0)
情報通信業	17	(100)	12	(70.6)	9	(52.9)	8	(47.1)	6	(35.3)	6	(35.3)	0	(0.0)
運輸業	32	(100)	23	(71.9)	16	(50.0)	13	(40.6)	9	(28.1)	11	(34.4)	7	(21.9)
卸売業·小売業	78	(100)	57	(73.1)	42	(53.8)	30	(38.5)	22	(28.2)	13	(16.7)	14	(17.9)
金融業•保険業	5	(100)	4	(80.0)	3	(60.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	2	(40.0)	0	(0.0)
宿泊業・飲食サービス業	16	(100)	10	(62.5)	8	(50.0)	6	(37.5)	4	(25.0)	4	(25.0)	3	(18.8)
医療•福祉	19	(100)	16	(84.2)	8	(42.1)	11	(57.9)	9	(47.4)	7	(36.8)	4	(21.1)
教育·学習支援業	15	(100)	10	(66.7)	8	(53.3)	6	(40.0)	2	(13.3)	6	(40.0)	1	(6.7)
サービス業	60	(100)	48	(80.0)	35	(58.3)	31	(51.7)	19	(31.7)	20	(33.3)	8	(13.3)
その他	34	(100)	23	(67.6)	21	(61.8)	18	(52.9)	7	(20.6)	13	(38.2)	10	(29.4)

上段から続く→

インフラ整備や 制度導入のコス ト負担		社内や従士のコミュニの円対	ニケーション	就業規則 協定の変 続きの	更等手	社会的機 引先の理		その他		
116	(22.6)	129	(25.1)	94	(18.3)	60	(11.7)	9	(1.8)	
12	(17.9)	11	(16.4)	10	(14.9)	8	(11.9)	1	(1.5)	
27	(17.1)	41	(25.9)	28	(17.7)	23	(14.6)	0	(0.0)	
48	(25.1)	56	(29.3)	38	(19.9)	21	(11.0)	5	(2.6)	
26	(33.8)	18	(23.4)	14	(18.2)	6	(7.8)	1	(1.3)	
3	(14.3)	3	(14.3)	4	(19.0)	2	(9.5)	2	(9.5)	
20	(23.3)	26	(30.2)	13	(15.1)	18	(20.9)	1	(1.2)	
34	(23.6)	32	(22.2)	21	(14.6)	11	(7.6)	2	(1.4)	
2	(25.0)	2	(25.0)	0	(0.0)	1	(12.5)	0	(0.0)	
3	(17.6)	7	(41.2)	5	(29.4)	0	(0.0)	1	(5.9)	
10	(31.3)	4	(12.5)	8	(25.0)	6	(18.8)	0	(0.0)	
16	(20.5)	17	(21.8)	15	(19.2)	7	(9.0)	2	(2.6)	
0	(0.0)	2	(40.0)	1	(20.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
5	(31.3)	4	(25.0)	3	(18.8)	0	(0.0)	1	(6.3)	
6	(31.6)	5	(26.3)	6	(31.6)	1	(5.3)	0	(0.0)	
3	(20.0)	3	(20.0)	2	(13.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	
13	(21.7)	15	(25.0)	15	(25.0)	10	(16.7)	1	(1.7)	
4	(11.8)	12	(35.3)	5	(14.7)	6	(17.6)	1	(2.9)	

※「その他」記述一部抜粋 → 「業務量の平準化」、「人手不足の解消」など

5 必要な行政支援

「働き方改革」に取り組むための必要な行政支援をみると、「取り組む企業に対する助成制度」と回答した事業所が 5.3.9% と最も多く、次いで、「先進企業の取組事例の紹介」が 3.8.4% 「基礎セミナー・研修会の実施」が 3.5.0% となっている。

第40表 「働き方改革」に取り組むための必要な行政支援(複数回答)

(事業所、%)

											(争美所、%)
区分	回答事業所 数	基礎セミ ナー・研修会 の実施	先進企業の 取組事例の 紹介	先進企業の 視察	社内の意識 改革を推進 するための 支援(出前セ ミナー等)	労務管理等 を相談できる 専門家の派 遣	取り組む企 業に対する 助成制度	取り組む企 業に対する 表彰	地域等にお けるキャンペー ン(休暇促進 等)の実施	社内の改革 をリードする 社員の養成	その他
計	477 (100)	167 (35.0)	183 (38.4)	33 (6.9)	89 (18.7)	63 (13.2)	257 (53.9)	13 (2.7)	52 (10.9)	85 (17.8)	19 (4.0)
9人以下	57 (100)	18 (31.6)	15 (26.3)	2 (3.5)	8 (14.0)	8 (14.0)	36 (63.2)	0 (0.0)	8 (14.0)	2 (3.5)	1 (1.8)
10~29人	147 (100)	40 (27.2)	50 (34.0)	7 (4.8)	27 (18.4)	25 (17.0)	83 (56.5)	5 (3.4)	13 (8.8)	25 (17.0)	5 (3.4)
30~99人	180 (100)	71 (39.4)	74 (41.1)	13 (7.2)	34 (18.9)	19 (10.6)	98 (54.4)	5 (2.8)	21 (11.7)	36 (20.0)	8 (4.4)
100~299人	73 (100)	32 (43.8)	33 (45.2)	8 (11.0)	16 (21.9)	10 (13.7)	29 (39.7)	1 (1.4)	9 (12.3)	18 (24.7)	3 (4.1)
300人以上	20 (100)	6 (30.0)	11 (55.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	11 (55.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	2 (10.0)
建設業	79 (100)	23 (29.1)	32 (40.5)	7 (8.9)	21 (26.6)	11 (13.9)	43 (54.4)	5 (6.3)	10 (12.7)	14 (17.7)	1 (1.3)
製造業	133 (100)	46 (34.6)	53 (39.8)	6 (4.5)	19 (14.3)	7 (5.3)	68 (51.1)	0 (0.0)	12 (9.0)	19 (14.3)	5 (3.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (100)	4 (57.1)	5 (71.4)	1 (14.3)	2 (28.6)	0 (0.0)	3 (42.9)	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	0 (0.0)
情報通信業	15 (100)	6 (40.0)	4 (26.7)	3 (20.0)	2 (13.3)	5 (33.3)	10 (66.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	0 (0.0)
運輸業	29 (100)	14 (48.3)	10 (34.5)	1 (3.4)	5 (17.2)	2 (6.9)	15 (51.7)	0 (0.0)	3 (10.3)	5 (17.2)	1 (3.4)
卸売業・小売業	73 (100)	24 (32.9)	28 (38.4)	4 (5.5)	11 (15.1)	12 (16.4)	40 (54.8)	0 (0.0)	5 (6.8)	15 (20.5)	2 (2.7)
金融業•保険業	5 (100)	2 (40.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	15 (100)	3 (20.0)	6 (40.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	10 (66.7)	0 (0.0)	2 (13.3)	5 (33.3)	1 (6.7)
医療•福祉	18 (100)	5 (27.8)	8 (44.4)	3 (16.7)	5 (27.8)	3 (16.7)	11 (61.1)	3 (16.7)	2 (11.1)	4 (22.2)	3 (16.7)
教育•学習支援業	13 (100)	7 (53.8)	4 (30.8)	1 (7.7)	2 (15.4)	6 (46.2)	7 (53.8)	1 (7.7)	1 (7.7)	2 (15.4)	0 (0.0)
サービス業	56 (100)	22 (39.3)	13 (23.2)	1 (1.8)	13 (23.2)	11 (19.6)	30 (53.6)	1 (1.8)	5 (8.9)	8 (14.3)	3 (5.4)
その他	34 (100)	11 (32.4)	16 (47.1)	5 (14.7)	6 (17.6)	4 (11.8)	17 (50.0)	1 (2.9)	8 (23.5)	8 (23.5)	3 (8.8)

※「その他」記述一部抜粋 →「業務改善のための支援」「人の採用支援」など